

神河町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
兵庫県神河町

目次

目次

1 基本的な事項	1
(1) 神河町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	7
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	9
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
(1) 現況と問題点	9
(2) その対策	9
(3) 計画	10
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13
3 産業の振興	13
(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	15
(3) 計画	16
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	18
4 地域における情報化	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	18
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	19
5 交通施設の整備、交通手段の確保	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	20
(3) 計画	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24

6	生活環境の整備	24
	(1) 現況と問題点	24
	(2) その対策	25
	(3) 計画	27
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
	(1) 現況と問題点	31
	(2) その対策	32
	(3) 計画	33
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
8	医療の確保	35
	(1) 現況と問題点	35
	(2) その対策	35
	(3) 計画	36
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
9	教育の振興	38
	(1) 現況と問題点	38
	(2) その対策	39
	(3) 計画	39
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
10	集落の整備	40
	(1) 現況と問題点	40
	(2) その対策	41
	(3) 計画	41
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42
11	地域文化の振興等	42
	(1) 現況と問題点	42
	(2) その対策	43
	(3) 計画	43
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44
12	再生可能エネルギーの利用の推進	44
	(1) 現況と問題点	44
	(2) その対策	45
	(3) 計画	45

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46
14 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分	46

1 基本的な事項

(1) 神河町の概況

神河町は平成 17 年 11 月 7 日に神崎郡神崎町と大河内町の 2 町の新設合併により誕生した。兵庫県内 12 町の中で最も人口の少ない町であるが、兵庫県の真ん中でハート型の地形を呈し、小さくてもキラリと光る「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向けて、第 2 次神河町長期総合計画の 3 つの柱である「ハートが安らぐまちづくり」「ハートが賑わうまちづくり」「ハートが繋がるまちづくり」を基本とし、「交流から関係そして、定住へ」『大好き！私たちの町 かみかわ』を合言葉に取り組みを進めている。

ア. 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本町は、兵庫県のほぼ中央に位置し、北は朝来市、東は多可町、南は市川町・姫路市、西は宍粟市と接し、面積は 202.23 k m²で、兵庫県土の約 2.4%を占めている。

面積の約 9 割が山林で、千ヶ峰を筆頭に暁晴山、平石山、夜鷹山、千ヶ峰といった千メートルを超える山々をはじめ、古くから播磨富士の名で親しまれてきた笠形などにより囲まれている。また、関西でも第 1 級の高原地帯を有しており、西に位置する峰山高原、砥峰高原、太田池周辺は「雪彦峰山県立自然公園」、そして東の笠形山から千ヶ峰にかけては「笠形山千ヶ峰県立自然公園」に指定されている。

平地部は、小田原川、市川、猪篠川、越知川といった河川沿いに開け集落が点在している。

町内の気候は、内陸的気候であり、昼夜、夏冬の気温の差が大きいものの、比較的温暖な気候である。しかし、山間部は、比較的日本海側の影響を受けた積雪が多い地域となっている。



② 歴史的条件

本町の歴史は、約 1 万 3 千年以前の旧石器時代までさかのぼる。福本遺跡の発見により、縄文・弥生時代からこの地で生活が営まれてきたと考えられ、当時の生活文化を伝える土器や住居跡も多数発見されている。奈良時代に編纂された「播磨国風土記」には、「壑岡の里」と記されている。中世の動乱期には合戦の場となった。また播磨と但馬とを結ぶ交通の要衝位置していることから、往古より豊かな文化が形成されてきた。近代においては、明治 22 年に町村制実施に伴い越知谷村、栗賀村、大山村、寺前村、長谷村が編成された。昭和 30 年 3 月 31 日の町村合併によって、越知谷村・大山村・栗賀村が神崎町となり、寺前村・長谷村が大河内町となった。

③ 社会的条件

本町の交通環境は、南北に一般国道 312 号と播但連絡道路及び J R 播但線が並行しており、東西横軸の山陽自動車道、中国自動車道の高速度道路に至近的に連絡している。

姫路市まで約 40 分、京阪神まで約 1 時間 30 分であり、近年、E T C や I C カードの利用が可能になったことにより、より良好なアクセス環境が整ってきている。

総人口は、平成 2 年以降、年々減少しており、年齢 3 区分別人口の推移は、年少・生産年齢人口の占める割合が減少している一方、老年人口の占める割合が増加し、少子高齢化が急速に進んでいる。

また、「人口減少と少子高齢化対策」は、本町の地域創生・まちづくりを推進する上での最大の課題となっている。

④ 経済的条件

本町の就業構造は、令和 2 年国勢調査では第一次産業 3.9%、第二次産業 32.4%、第三次産業 63.0%で、第三次産業への就業割合が着実に増加している。農業は、そのほとんどが兼業、零細農家で専業農家は全体の 1 割にも満たない状況で耕作放棄地等も増加してきている。なお、農作物としては水稻・小麦・小豆等の豆類・キャベツ等、そして地域の特産品としてはゆずや茶等の栽培が行われている。

本町の約 8 割を占めている森林資源を利用した林業は、基幹産業として地域を支えてきたが社会経済需要の変化の中で従事者の減少と高齢化もあいまって著しく減退し、保育しきれない量の人工林を抱えた状況となっている。産業としての低迷は森林そのものの荒廃にもつながってきており、良好な自然環境の保全、水源涵養の点についても懸念される状況にある。

事業所数の推移は、経済センサスでは平成 28 年の 561 事業所から令和 3 年には 557 事業所と減少しており、町内での雇用の場の確保が困難になってきているところである。

そのような状況の中、本町の高原や清流といった豊かな自然資源を町の宝ものとして、体験型交流施設を中心に農業・林業の連携による地産地消や 6 次産業化などに取り組んでいる。なお、観光入込数は現在約 71.6 万人であり、目標 100 万人に向け積極的に事業展開している。

イ. 町における過疎の状況

① 人口等の動向

本町の人口は、昭和 45 年国勢調査（以下「国調」という。）では 14,659 人から減少が続いており、平成 22 年国調では 12,289 人、平成 27 年国調では 11,452 人、令和 2 年国調では 10,616 人とこの 10 年間で実に 1,673 人も減少している。

世帯数は、昭和 45 年国調の 3,310 世帯以降増加してきたが、平成 22 年国調では 3,813 世帯、平成 27 年国調では 3,798 世帯、令和 2 年国調では 3,779 世帯と人口減少とともに減少している。

人口構成を年齢別にみると、15 から 29 歳までの若年者比率が平成 22 年国調では 12.8%、平成 27 年国調では 12.4%、令和 2 年国調では 11.1%と減少しており、地域の活性化の原動力である若者の減少が続く、地域活力の維持に支障をきたす状況となっている。また、65 歳以上の高齢者比率が平成 22 年国調では 30.6%、平成 27 年国調では 34.1%、令和 2 年国調では 38.2%と急速に増加しており、早いペースで超高齢化社会へ進展している。

人口減少の要因は、昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度経済成長期に都市部への若年層などの人口流出が挙げられ、近年は進学や就職による人口流出に加え、未婚化や晩婚化などによる出生

数の減少が考えられる。

② これまでの対策

これまで、第 1 次神河町長期総合計画を基本に事業を行ってきたことにより基盤整備は着実に進んできた。一方、平成 28 年度から人口減少と少子高齢化対策として地域創生事業に積極的に取り組んでいる。

神河町は、第 2 次神河町長期総合計画に掲げる将来像を「ハートがふれあう住民自治のまち」とし、まちづくりの 3 つの目標を「ハートが安らぐまちづくり」「ハートが賑わうまちづくり」「ハートが繋がるまちづくり」としながら、この実現に向け、本町のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、各種施策を展開している。併せて、第 2 期神河町地域創生総合戦略に基づく事業を積極的に実施し、その評価を行い、第 3 期神河町地域創生総合戦略につなげた。

③ 現在の課題

町全体として人口減少、少子高齢化に歯止めをかけることができていない状況である。

人口減少、少子高齢化がより一層進むことは、区や校区などの地域活力の低下、地域経済の衰退、さらには、町民が日常生活において必要な機能が失われるなど、様々な問題が懸念される。

全国的に人口減少社会に直面する中で、本町の定住人口が増加に転じることは難しい状況にあるが、将来にわたり本町が持続的なまちづくりを進めていくうえでは、喫緊の課題として人口減少を最小限に止める対策を当町の実情に応じ、地域資源等を活かしながら、喫緊に取り組まなければならない。

④ 今後の見通し

将来の人口推計では、本町の人口は今後、大幅に減少していく。

このことにより、地域における消費市場規模が縮小し、人材不足、景気低迷を生み出すとともに住民の経済力の低下をもたらし、高齢化の進展もあいまって、地域社会の様々な基盤維持が困難になっている。また、地域の活性化の原動力である若者の減少が続き、地域活力の維持、低下がさらに深刻化することが想定される。このため、本町の特徴を踏まえ、地域特性を活かした本町独自の施策を展開することで、人口減少、若者流出に歯止めをかけ、自治協議体等の新たな仕組みを通して地域活力の維持・持続を図っていく。

人口減少を克服し、地域経済の再生を成し遂げるため、住民や企業とともに危機感と問題意識を共有し、協働しながら一体的・持続的に取り組んでいく。

ウ. 社会経済的発展の方向の概要

本町における解決すべき最大の課題は、人口減少と少子高齢化対策であると捉え「仕事づくり」「交流から関係、そして定住へ」「結婚・出産・子育て」「豊かな暮らし」の 4 つの基本項目に沿って展開する中で本町の社会経済的発展の方向を次のとおり示す。

① 仕事づくり

播但連絡道路、中国自動車道、JR 播但線に近接している恵まれた交通環境にある立地特性等を活かして企業誘致の推進や、サテライトオフィスを含む新規創業による新産業の育成を進めていく。また、地域の豊かな自然を活用し、農商工連携による 6 次産業化、新しい地場産業の育成を支援していく。

② 交流から関係、そして定住へ

U J I ターン者を受入れる企業への支援や I C T 環境等を整備することによって就業機会の拡大を図る。また、住宅建設・住宅取得支援や医療・教育・通勤等の生活支援機能の構築を図り、良好な居住環境を形成することを目指し、これらの制度や住宅情報等の発信を進めていくことにより、交流から関係、そして定住へとつなげていく。

③ 結婚・出産・子育て

子育てしやすいまちづくりを目指し、結婚に向けた男女の出会いづくり、安心して子どもが産

できる環境の構築、子育て支援、仕事と生活の調和を推進し、負担なく働ける労働環境の形成に取り組む。

④ 豊かな暮らし

安全と安心は生活していく上で最も基本的な条件であることから、高齢者の介護・日常生活の支援や、防災環境の向上を図り、誰もが安心して生活できる環境の構築と、効率的で持続的なまちづくりの推進に取り組む。また、住民がふるさとである神河町を知り、ふれあえる様々な機会を充足させ、ふるさとの再発見やまちづくりの一端を担う住民参加を推進する。さらには、デジタル技術の導入により町民の利便性や生活の満足度を図る。

(2) 人口及び産業の推移と動向

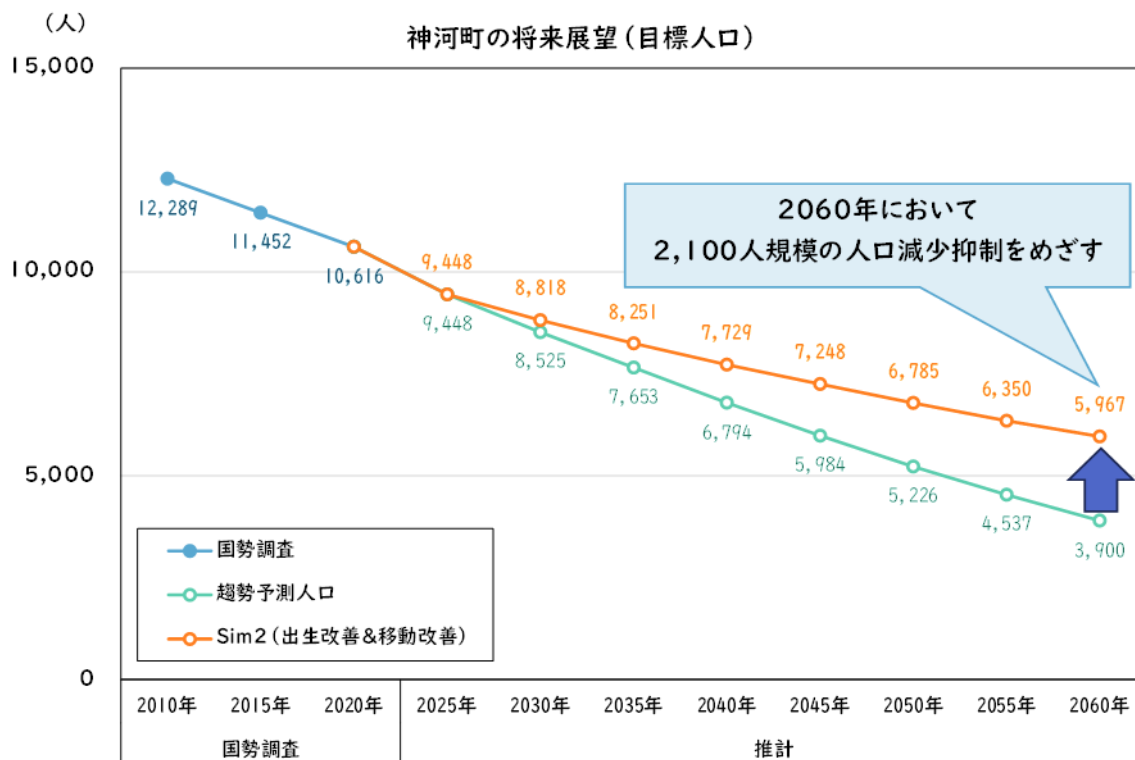
ア. 人口の推移と動向

本町の人口の推移は過去 25 年間（平成 7 年国調～令和 2 年国調）で総人口は 3,213 人（23.2%）も減少している。最近 5 年（平成 27 年国調～令和 2 年国調）の推移は 836 人（7.3%）の減少で減少率が高くなっている。また、年齢 3 区別人口構成比の推移は、高齢者人口（65 歳以上）比率 38.2%、年少人口（0～14 歳）比率が 10.8%で、少子高齢化の傾向が顕著になっている。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 15,799	人 14,517	% △8.1	人 13,077	% △9.8	人 11,452	% △12.4	人 10,616	% △7.3	
0 歳～14 歳	—	3,279	—	1,881	△29.9	1,329	△29.3	1,151	△13.4	
15 歳～64 歳	—	9,408	—	7,658	△17.4	6,217	△18.8	5,410	△13.0	
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	—	3,102	—	1,892	△22.6	1,421	△24.9	1,176	△17.2	
65 歳以上 (b)	—	1,830	—	3,538	39.3	3,904	10.3	4,055	3.9	
(a)／総数 若年者比率	%	% 21.4	—	% 14.5	—	% 12.4	—	% 11.1	—	
(b)／総数 高齢者比率	%	% 12.6	—	% 27.1	—	% 34.1	—	% 38.2	—	

表 1-1 (2) 将来目標人口 (第 3 期神河町人口ビジョン)



第 3 期人口ビジョンにおける推計では、令和 32 (2050) 年には 5,200 人台、令和 42 (2060) 年には 3,900 人程度にまで減少することが想定される。

本町への新たな転入の流れを創出し、また、出産・子育てを支援することによって「神河町人口ビジョン」に掲げる「将来目標人口」をめざし、総合戦略を実施していく。

(3) 行財政の状況

ア. 行政の状況

本町の行政機構は、本庁と保健・福祉の拠点である支庁舎、及び公立神崎総合病院から構成されている。本庁には、町長部局の課をはじめとして議会事務局・教育委員会事務局等があり、教育委員会の管轄下には教育課、そして町立の幼稚園が 3 園、小学校が 3 校、中学校 1 校などがある。

広域行政については、ごみ処理では神河町・市川町・福崎町の 3 町で組織する「中播北部行政事務組合」、し尿処理では神河町・市川町・福崎町・姫路市の 1 市 3 町で組織する「中播衛生施設事務組合」により共同運営をしている。また、消防業務については、姫路市に消防事務を委託している。

本町は、平成 18 年 12 月に「第 1 次神河町行財政改革大綱」を策定し、実質公債費比率の改善による財政健全化に向けた取組を中心に改革・改善を行ってきた。そして、平成 28 年 5 月には「第 2 次神河町行財政改革大綱」を策定し、今後の行財政運営に影響を及ぼす要因について優先して取り組むべき課題として掲げ、将来にわたって持続可能な神河町を創り上げるため、改革・改善を選択しながら集中して取り組んできた。そして、令和 5 年 3 月に「第 3 次神河町行財政改革大綱」を策定し、地方創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革をテーマに、限られた経営資源を最大限に活かし、これまで進めてきた行財政改革を停滞させることなく、将来世代へ過度の財政負担を残さない持続可能な行財政運営を実現していく。

イ. 財政の状況

近年の財政状況は、次の表のとおりで、令和 6 年度普通会計での歳入に占める地方税、使用料等の

自主財源の割合は 29.8%と低く、地方交付税や国・県支出金等に依存する割合が高い。歳入の内訳は、地方交付税が 40 億 238 万円で全体の 37.8%、地方税は 17 億 6,277 万円で全体の 16.6%、地方債は 14 億 8,285 万円で全体の 14.0%となっており、財政力指数は 0.350 となっている。歳出では、義務的経費とされる人件費、扶助費、公債費が全体の 36.0%を占めている。

令和 6 年度決算における健全化判断比率の実質公債費比率は 12.1%とほぼ横ばいで、財政の弾力性を表す経常収支比率は 94.4%と高い水準で推移し、財政構造の硬直化が顕著になってきており、財政運営に余裕がなくなっている。

このような財政状況のなか、今後においても更なる事務事業の「選択と集中」による予算の重点化と、行財政改革の不断の取組による財政負担の軽減と平準化を実現することにより、より健全な財政基盤を確立していくとともに、予算総額及び一般財源の縮小を図っていく必要がある。

ウ. 施設整備水準の状況

本町の道路改良率は令和 6 年度末で 64.1%、舗装率は 91.1%となっている。また、水道施設については、水道普及率は令和 6 年度末で 99.7%となっている。下水道事業については、町全域において生活排水処理の早期完了に取り組み、水洗化率は令和 6 年度末で 99.1%となっている。今後は、既設の上下水道施設の老朽化などに伴う改修、改良を計画的に進め、施設・管路などの適正管理に努めるとともに、特に下水道処理施設の更新、統廃合を進めていく必要がある。

今後の公共施設における課題としては、これまで整備してきた施設の老朽化に対し、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な整備を進めていく。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	9,673,684	9,202,025	10,317,354	10,596,749
一般財源	5,795,232	5,996,545	6,495,843	6,989,150
国庫支出金	1,602,296	675,299	1,721,424	750,575
都道府県支出金	626,677	679,795	610,124	678,697
地方債	1,188,808	1,357,357	1,146,715	1,482,846
うち過疎	0	0	378,600	593,900
その他	460,671	493,029	343,248	101,581
歳出総額 B	9,413,899	9,007,723	10,024,545	10,328,623
義務的経費	3,323,167	3,003,230	3,096,383	3,720,589
投資的経費	2,248,541	1,159,962	1,187,640	1,621,819
うち普通建設事業	2,238,230	1,159,962	1,187,640	1,621,819
その他	3,842,191	4,844,531	5,740,522	4,986,215
過疎対策事業費	0	0	378,600	593,900
歳入歳出差引額 C(A—B)	259,785	194,302	292,809	268,126
翌年度へ繰越すべき財源 D	106,589	3,872	15,061	75,318
実質収支 C—D	153,196	190,430	277,748	192,808
財政力指数	0.500	0.432	0.390	0.350
公債費負担比率 (%)	19.4	16.3	14.2	17.9
実質公債費比率 (%)	21.2	15.6	14.4	12.1
起債制限比率 (%)	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	89.8	91.0	96.6	94.4

将来負担比率 (%)	108.2	35.6	73.5	38.8
地方債現在高	10,540,042	10,746,404	13,537,446	11,978,840

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 6 年度末
市町村道					
改良率 (%)		60.4	65.5	66.3	64.1
舗装率 (%)		85.7	90.4	91.1	94.2
農道					
延長 (m)		70,144	71,032	49,232	48,444
耕地 1ha 当たり農道延長		72.4	77.8	66.7	67.0
林道					
延長 (m)	37,435	68,768	68,116	62,975	63,560
林野 1ha 当たり林道延長	4.9	9.1	9.0	8.2	8.4
水道普及率 (%)	88.4	95.7	99.0	99.6	99.7
水洗化率 (%)		58.2	97.2	98.6	99.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8.7	11.5	12.6	12.5	13.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、第 2 次神河町長期総合計画の基本構想・基本計画を基本にしながら、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「神河町地域創生総合戦略」との整合性を図り、人口減少により過疎化が進んでいる地域の活性化、持続的発展に向けたまちづくりを展開していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア. 第 2 次神河町長期総合計画の基本目標

まちづくりの将来像を「ハートがふれあう住民自治のまち」とし、3つの基本的な考え方「ハートが安らぐまちづくり」「ハートが賑わうまちづくり」「ハートが繋がるまちづくり」を基本とし、6つの基本目標 (6 本柱) を定めている。

「ハートが安らぐまちづくり」

まちづくりの目標 1 ～郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる～

- ・子育てが楽しいと思えるまち、若いお母さんたちがいきいきと暮らすまちをめざす。
- ・教育プログラムが充実している子ども第一のまち、子どもの元気な笑い声が聞こえるまち、未来のある子どもたちのために子育て・教育の支援があるまちをめざす。
- ・スポーツ大会が多くあるまち、体育館、プールなどの施設が充実したまち、芸術、文化活動に関心を持つ人が多いまちをめざす。
- ・歴史・伝統文化が伝わるまち、地域文化財を総合的に保存活用するまちをめざす。

まちづくりの目標 2 ～安心して暮らせる環境をつくる～

- ・何かあってもみんなで助け合えるまち、地域が高齢者・障がい者や子どもを見守れるまち、困ったことや、悩みがある人たちが、気軽に相談できる場所があるまちをめざす。
- ・高齢者福祉・介護サービスが充実したまち、高齢者が安心して暮らせるまち、高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるまちをめざす。
- ・障がいのある人も暮らしやすいまち、地域で支え、ともに暮らせるまちをめざす。

・食と農を大切に、みんなが健康に暮らせるまち、医療が充実して安心できるまち、病気にならないまちをめざす。

まちづくりの目標 3 ～美しく安全なまちを築く～

- ・美しい自然を守っているまち、景観、建物がオシャレで自信のあるまち、神河の自然を活かした施設があるまちをめざす。
- ・川や道路にゴミがないまち、二酸化炭素（CO₂）を削減する環境にやさしいまちをめざす。
- ・ネット環境が整ったまち、都会的なデスクワークが自然の中でできるまちをめざす。
- ・消防団が充実・強化されたまち、安心できるまち、強力な自助・公助・共助の確立したまちをめざす。
- ・犯罪のないまち、交通事故が発生しないまちをめざす。

「ハートが賑わうまちづくり」

まちづくりの目標 4 ～人が行き交い、出会うまちを創造する～

- ・自然（川、木など）を活かした賑わいのある駅前空間があるまち、住宅を取得しやすいまち、中心部にいろいろな機能の集約されたまちをめざす。
- ・外出できる手段があるまち、交通の便がよいまち、5つの谷が効率よく循環できるまちをめざす。
- ・高齢者と子どもがあたたかくふれあえるまち、人との交流が盛んなまち、国際的なまちをめざす。
- ・神河町で育った子が都会に出ても帰ってきたいと思うまち、働き場所があるまち、若者世代が移住・定住できるまちをめざす。

まちづくりの目標 5 ～魅力と活力の産業を育てる～

- ・農業や林業で生活の成り立つまち、神河町の特産品を使って、町内で年配の人も若い人も働けるまちをめざす。
- ・個人事業者と大型店舗が共存できるまち、地域資源を活かした企業誘致ができるまちをめざす。
- ・観光客に行ってみたいと思ってもらえるまち、観光・サービス業の充実したまちをめざす。

「ハートが繋がるまちづくり」

まちづくりの目標 6 ～安定した持続可能なまちを実現する～

- ・誰もが人として尊重されるまちをめざす。
- ・老若男女が共助の気持ちを持てるまちをめざす。
- ・ほどよいご近所づきあいができるまち、地域ごとにイベントがたくさんあるまちをめざす。
- ・計画的かつ効率的な行財政運営のまちをめざす。

イ. 人口に関する目標

第3期人口ビジョンにおける推計では、令和32（2050）年には5,200人台、令和42（2060）年には3,900人程度にまで減少することが想定される。

今後の人口減少対策により出生及び移動の改善を図ることにより、令和42（2060）年に6,000人規模の人口を維持することを目標とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

年度終了後、設定目標の進捗状況を整理・評価し、全庁的に共有する。また、計画期間の最終年度（令和12年度）には、その達成状況を外部有識者の参画した委員会等により評価し、公表等を行う。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設については、依然として合併以降の重複施設があるなど、必ずしも適正な配置がなされていないのが現状である。また、少子高齢化の進展による人口減少問題をはじめ、それに伴う生産人口の減少や地方交付税をはじめ財源の縮小により財政が逼迫する中で、これまでに整備してきた公共施設やインフラ資産の改修・更新に多額の費用が必要になってくる。

今後の方針としては、公共施設等総合管理計画により、公共施設等の全体を把握するとともに、長寿命化や施設の統廃合、機能転換をすすめ、公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化を図っていく。特に、新たな施設整備については、当該計画（過疎地域持続的発展計画）の方向性との整合を図りながら、極力抑制するとともに、人口規模に即したコンパクトで効率的な施設整備を検討していく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア. 移住・定住

第2期地域創生総合戦略の計画期間5か年（令和2年度～令和6年度）の間、特に「交流から関係そして定住へ」を合言葉に、移住・定住施策に精力的に取り組む、空き家バンク制度や若者世帯向け各種住宅施策等の実施により、空き家バンク事業においては12世帯32人、若者世帯向け住宅施策においては45世帯143人の転入があった。

しかしながら、20歳以上人口を均衡させる（転出超過を0人とする）という目標については、依然として減少を止めることは出来ず、人口減少によるコミュニティ活動の低下や企業や事業所の人手不足、後継者不足など、様々な影響も出てきている。また、若者世帯向け住宅施策では、分譲地不足が問題点となっている。

イ. 地域間交流の促進

神河町は人口減少対策として、観光交流人口の増加から、大学連携事業など、町により深く関係してもらうための関係人口を招き入れる施策や、定住・移住につなげる施策を展開している。

しかしながら、観光入込客数は令和元年で約80万人と順調に増加していたが、新型コロナウイルスの影響もあり令和6年度末で716,606人と目標100万人には達しておらず、また、関係人口による定住・移住には繋がっていない。今後の課題としては、スキー場をはじめとする各観光施設と地元事業所との連携、大学連携事業、「ひょうご関係人口案内所事業」などの関係人口の創出につながる事業をとおして、「交流から関係、そして定住へ」と如何に展開していくかが課題である。

ウ. 人材育成

全国的に導入が進められてきた地域おこし協力隊制度については、平成28年度以来、精力的に取り組む、これまで18名の隊員を迎え、卒業生15名のうち7名が定住につながっている。また大学連携事業などにも精力的に取り組む、町により深く関係してもらうための関係人口を招き入れる施策なども展開している。今後は、地域おこし協力隊、地域活性化企業人、大学連携事業等の活用により、多様な人材の確保、地域社会の担い手となる人材の育成が課題である。

(2) その対策

ア. 移住・定住

全国的な人口減少の下、人口の確保に向け、今後ますます地域間の獲得競争が激しくなると予想される。このような中、本町の優れた自然環境や先人の歩みなど、地域の歴史・文化や魅力を積極的に町内の子どもたちに伝え、地域愛の醸成に努め、将来のUターンを誘導するとともに、大学連携や田舎暮らし体験など、さまざまな地域づくり活動へ参加いただく方々に向け、町の魅力を発信し、関係人口として、繰り返し来訪したいという関係に発展させ、より深く町に関与してもらえよう取り組んでいく。UJIターン者はもちろん、全ての人が、神河町に住んでみたい、住んで良かったと思え

るような居住環境の形成・まちづくりを進める。

一社) かみかわ移住定住サポートセンターなどの外部事業者と連携し、町が委嘱する移住プランナー、定住支援員を中心に移住定住施策を積極的に推進する。町内で不足している分譲地については、民間事業者による宅地開発支援や事業立地場所の掘り起こしなど、住宅施策にも取り組む。

さらには、空き家利活用として、空き家バンクの運営、「全国版空き家・空き土地バンク」との連携を図りながらUターン、Iターンなど都会からの定住者を増やすための取組、お試し住宅の整備、宿泊業や飲食業、コワーキングスペース、サテライトオフィスなどの創業支援を行う。

イ. 交流

観光交流人口100万人を目標に引き続き観光施策を進めるとともに、繰り返し町に来訪してくれる、関係人口を増加させることにつながる大学連携などの事業展開を充実させ、第3期地域創生総合戦略のキーワード「交流から関係、そして定住へ」をキャッチフレーズに定住・移住促進事業を引き続き積極的に展開していく。

ウ. 人材育成

地域おこし協力隊については、引き続き精力的に取組を継続することとし、受入れ地域・団体や事業の発掘に取り組んでいく。また従来より取り組んできた大学連携事業にも継続して取組み、さらには、民間企業の専門知識、ノウハウを活かして地域課題に取り組む地域活性化起業人制度を活用し、地域を支える人材育成につなげる。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>空き家バンク事業 全国版空き家・空き地バンクとの連携 (事業内容) 町内の空き家情報を収集し、ホームページ上で情報提供する。 (必要性) 放置しておくると老朽化し、周辺地域の環境悪化につながる。 (事業効果) 空き家を購入・賃貸される方の町内移住が進んでいる。 地域外からの移住者により地域が活性化していく。</p> <p>空き家おかたづけ事業 (事業内容) 空き家が流動化しない要因である物件内の荷物整理をする費用を補助する。</p>	<p>町 町</p> <p>町</p>	

	<p>(必要性) 空き家バンクへの登録を誘導する手段となっていく。</p> <p>(事業効果) 本制度で荷物かたづけをした空き家物件が町の空き家バンクへの掲載を必須条件としているため、必要に応じ、空き家バンク掲載者、空き家売買契約などの増加につながる。</p> <p>定住促進住宅改修事業 (事業内容) 町内奥部での空き家をリノベーションし町営住宅として、希望者へ賃貸借していく。</p> <p>(必要性) 老朽化した空き家をリノベーションすることが、地域活力の維持・発展につながる。</p> <p>(事業効果) 老朽化した空き家の利活用、移住者の増加につながる。</p> <p>空き家活用支援事業 空き家改修事業 空き家管理事業 (事業内容) 空き家を利活用しようとする者に対して改修費の一部を補助する。</p> <p>(必要性) 老朽空き家による周辺環境の悪化を防止する必要がある。</p> <p>(事業効果) 社会資本ストックとしての空き家の利活用を図る。</p> <p>家賃補助事業 家賃低廉化事業 住宅取得補助 リフォーム補助 (事業内容) 夫婦年齢 80 歳未満の新婚世帯、中学校までの子育て世帯を若者世帯として定義し、月額最大 2 万円までの家賃補助、最大 190 万円の住宅取得補助、最大 90 万円のリフォーム補助、低所得世帯向けの月額最大 4 万円の家賃補助。</p>	<p>町</p> <p>町・民間 町・民間 町・民間</p> <p>町 町 町</p>	
--	--	---	--

		<p>(必要性) 転出超過の抑制、出生数減少の抑制の必要がある。</p> <p>(事業効果) 転出超過の抑制、出生数減少抑制の効果を図る。</p> <p>宅地開発支援事業 (事業内容) 民間事業者による宅地開発に対して補助金を交付する。3区画以上の開発で、1区画につき50万円を補助する。</p> <p>(必要性) 町内での住宅新築を誘導し、定住を促進する。</p> <p>(事業効果) 事業者支援による地域活性化、及び定住促進による人口減少対策を図る。</p>	町	
	地域間交流	<p>起業支援事業 (事業内容) 地域おこし協力隊の任期満了の日から起算して前後1年以内に、地域おこし協力隊と同一市町村内で起業する際の起業に要する経費について、100万円を上限とし補助する。</p> <p>(必要性) 地域おこし協力隊員が起業する際の費用を支援することにより、定住条件を整備する。</p> <p>(事業効果) 地域おこし協力隊の定住支援を図る。</p>	町	
	人材育成	<p>宿泊業や飲食業、コワーキングスペース、サテライトオフィスなどの創業支援 (事業内容) 空き施設・空きスペース等をリノベーションし、コワーキングスペース、サテライトオフィスなどとして再生する事業を補助する。</p> <p>(必要性) 社会資本ストックとしての空き施設・空きスペースの活用により、遊休施設の減少を図る。</p>	町	

		(事業効果) 雇用の確保、空き施設・空きスペースの解消。 移住プランナー・定住支援員事業 (事業内容) 移住・定住を推進するとともに、移住後のフォローアップを図る。 (必要性) 移住後の転出を防止する。 (事業効果) 移住者のフォローアップにより、心の拠り所として確保することができる。		
--	--	---	--	--

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
移住者数 (累計)	10 世帯 35 人	20 世帯 70 人	30 世帯 100 人	40 世帯 140 人	50 世帯 160 人
空き家活用	30 世帯	35 世帯	40 世帯	45 世帯	50 世帯
若者住宅施策	30 世帯	35 世帯	40 世帯	45 世帯	50 世帯
地域おこし協力隊	2 人	4 人	6 人	8 人	10 人

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当該項目は、公共施設等総合管理計画との整合に該当なし。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

神河町の農業は、主に土地利用型農業であり、基幹作物は水稲、転作作物として麦作を中心に、後作として小豆や大豆の栽培を行っている。また、特産品として町内各所で茶、柚子、自然薯等が生産されている。

農業構造については、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、専業農家はわずかである。また、近年では農業従事者の高齢化による担い手不足、シカ、イノシシ、サルなど有害鳥獣による食害の増加などにより耕作放棄地が増加する傾向にある。

このため、集落営農の組織化、認定農業者等担い手農家の育成、担い手への農地の集積が、今後の当町の農業振興を図る上で必要不可欠の課題であり、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積、農作業の機械化、省力化の推進、地域計画の策定により地域農業の将来を可視化する取り組みを進めている。

しかし、集落営農組織等は、作業従事者やオペレーター等の人材の確保に苦慮しており、また、条件不利地での生産コストの問題などにより農地の保全・利用が困難な地域も発生している。

また、町内の担い手（集落営農組織、認定農業者等）は米・麦・大豆・小豆を中心とした土地利用型農業を展開しているが、農業機械、燃油、肥料等生産資材の高騰などにより、今後の農業経営は厳しい状況が予想され、特産品についても同様の状況である。

更に、交通利便性の高い町南部では、企業誘致による農地の大規模な事業所用地化が進み、限られ

た農地の保全とのバランスを図る必要がある。

イ. 林業

神河町の林業は、昭和50年代までは町の基幹産業であり、優良材の産出と積極的な植林が進められてきた。しかし、安価な外材の輸入や代替材の普及による国産材価格の低迷と生産コストの上昇によって採算性が悪化し、森林所有者の生産意欲と生産活動が停滞。伐採しても再造林、保育に係る経費を賄うだけの収入が見込めないことから伐期を過ぎた高齢林が増加。林業労働者の減少、高齢化も進んでいる。

産業としての地域林業の持続的かつ健全な発展と、山地災害防止、水資源確保など森林の多面的機能を高度に発揮させる上でも、植林、保育、適期伐採の循環型林業の確立が肝要である。また、喫緊の課題として、森林分での間伐を効率的かつ強力に推進する必要があるが目標である年間300haの間伐が困難な状況である。

このような状況の中、平成30年度からは、森林環境譲与税を財源とし、森林所有者への意向調査、森林経営管理事業による町主体での切捨間伐事業、事業体主体での森林経営計画による森林整備を進めている。また、平成28年度からは新たな山の活用の可能性を探る取組として、早生樹センダンの試験植栽、紙幣の原料であるミツマタの活用、シカの食害に強いウリハダカエデの活用等に取り組んでいる。

ウ. 水産

本町の水産業は、越知川、寺前、長谷の3漁協によるアユ、アマゴ等淡水魚の増殖が主な事業であり、重要な観光資源となっている。これら漁協の漁場である市川支流の越知川、猪篠川、小田原川、犬見川へは、アユの天然遡上はなく天然のアマゴも少ないため、増殖事業は放流が主体で、町内外の遊漁者からの遊漁料が主な収入である。近年は、釣り人口の減少、アユ冷水病やカワウの食害等による釣果の低迷により、入川者が減少。放流経費を遊漁料収入で賄うことが難しいため放流量が減少し、悪循環となっている。

一方、平成30年度からは、町の水産活性化補助金を活用し、養殖や活魚の宅配、サクラマスの子魚となるヤマメの養殖等、各漁協で新たな組合経営に向けた取り組みも行われている。

また、市川本流では、NPO 法人によるニジマスの放流が継続的に行なわれ、主に町外からフライフィッシング愛好家が来訪している。

エ. 観光

神河町の観光振興は、第1期・第2期「神河町長期総合計画」の将来像である「ハートがふれあう住民自治のまち」に向け、観光入込数の増加に取り組んでいる。

「高原・名水・歴史にあふれるまち」をキャッチフレーズに、大河内高原エリア・越知川名水エリア・銀の馬車道エリアにゾーン分けし、観光客のニーズに沿った資源の提供を行い、交流人口 100 万人をめざして取り組んでいる。また、「交流から関係、そして定住へ」を大きなテーマに神河町の良さを知ってもらうことを目標にしている。

近年のアウトドアブームにも対応し、夏場だけでなくソロキャンプやウィンターキャンプなど、キャンプにおける多様なニーズに応えるために、峰山高原リゾートを中心に、町内にある複数のキャンプ場施設を活用していく。一方、インバウンド需要への対応も、外国人の地域おこし協力隊を中心に、アジア及び欧米豪からのインバウンド需要の増加を目指し、情報発信を強化していく。

神河町は JR 播但線と国道 312 号線、播但連絡自動車道が走り、姫路市まで約 40 分、京阪神まで約 1 時間 30 分以内の良好なアクセス環境が整っているために、立地利点を最大限活用できることを強みに観光施策を展開していく。

オ. 商工業

神河町の商業は、少子高齢化による若年層の減少、大型商業施設との競争市場、Eコマース（電子商取引）市場の拡大による実店舗のニーズ低下など、社会・経済環境の変化や消費者ニーズの多様化による購買行動の変化は日々著しいものがあり、停滞する事業継承問題や人材不足など商業を担う後継者の減少が深刻化してきている。コロナ禍を経て、人々のライフスタイルや働き方に変化が生じ、

生活環境や職場環境の多様化がこれまで以上に進んでいる。特にテレワークの普及により、働く場所と住む場所の関係性が大きく変容し、多拠点居住しながらリモートワークで働くスタイルも広がりを見せている。さらに、企業間連携やビジネスのオンライン化が進み、今後はこれらの変化をしっかりと捉え、適応することが、さらに多様化する経済活動の中において、商業の持続化、また地域の持続化につながる取り組みとなる。

また、工業については、都市部と比べ地理的、社会的、経済的条件に恵まれず、家庭内工業的な小規模事業が多く、これまでも中小規模の企業立地を進める必要性は叫ばれてきたが、大きな進展には至っていない。現状で新たな展開が難しい中、既存工業の体質強化を支援していくことが重要である。

カ. 企業誘致

神河町の産業別就業人口は、第3次産業が最も多く、全体の約63%を占め、次いで第2次産業が約32%となっており、就業人口は全体的に減少傾向にある。就業人口の減少は、地域産業の衰退や事業後継者不足による地場産業の廃業につながり、人口減少と経済縮小の負のスパイラルに陥る恐れがあることから、新たな雇用の創出に関しては企業誘致に依るところが大きい状況である。

兵庫県のほぼ中心に位置する土地の優位性等を生かし、積極的に情報収集等を行い、雇用機会の増大、人口の定住化及び所得の増大につながる優良企業の誘致と集積を推進して行く必要がある。

また、地域特性を生かしたテレワークやサテライトオフィスなど多様な起業の促進を進め、就業の場の確保や雇用機会の拡大を最も重要な施策の一つとして取り組んで行く必要があり、地域活性化企業人制度等を活用し、積極的に展開していく。

キ. 情報通信産業

ケーブルテレビの開局、携帯・Wi-Fi対策等により、情報通信機能整備は一定程度進んでいる。今後は基盤整備をふまえ、テレワーク・サテライトオフィス等を活用した高品質な情報通信企業の誘致や経営支援が必要となってくる。そのため、廃校跡地・空き家等の活用とタイアップした取り組みが重要である。

(2) その対策

ア. 農業

神河町での生産手法が確立され定着した米・麦・大豆・小豆を中心とした土地利用型農業を主体に、生産基盤である農地を維持・保全し、農地の多面的機能の発揮を図るため、担い手となる農業者の育成（集落営農の組織化、法人化、認定農業者、新規就農者）、担い手への農地集積を積極的に進めると同時に、基幹作物である水稲の新品種導入等による栽培の多様化と高収入化対策、有害鳥獣の駆除対策及び農地の管理コスト削減対策、地球環境に配慮した環境保全型農業の推進に取り組む。

また、6次産業化に向け、茶、柚子、自然薯等既存の特産品の継続的な生産を維持するとともに、地域の特性に合う付加価値の高い農産物の発掘・研究、生産手法の確立、農産加工品のブランド化、特産品開発に取り組み、農業者の生産意欲と所得の向上をめざす。

イ. 林業

地域産業としての持続的かつ健全な発展と、森林の多面的機能の高度発揮を念頭に、豊富な森林資源を有効に活用する循環型林業の確立をめざす。そのために、森林経営計画、森林経営管理法に基づく計画的、効率的な間伐等の森林整備、林道及び林業専用道などの路網整備、高性能林業機械の導入などの生産基盤整備を進め、多様な素材の生産と、森林環境の保全・向上、災害に強い健全な森林の造成を図る。併せて、森林組合を中心とする地域内林業事業体及び林業従事者の育成と、民間企業等の林業事業への参入を促進し、林業経営の活性化を図る。また、公共施設などで町・県内産材の活用を促進し、未利用木材については木質バイオマス発電施設での有効活用を図る。

ウ. 水産

当町の漁業は観光産業としての側面が大きいですが、住民の財産である清流を維持保全するためには、漁協等川に直接関わる組織の存続が不可欠であり、各組織がそれぞれの漁場特性に適した増殖事業を、適切な規模で継続的に行う必要がある。

水産事業の実施主体である各組織の運営を引き続き支援するとともに、永続的に事業展開するための健全な経営運営への誘導を図る。

エ. 観光

神河町には、多くの観光施設があることで、観光入込数が成り立ち「見る・遊ぶ・食べる」等多様性を提供し、世代や性別を問わずに楽しんでもらえる。

訪れた人に、神河町の良さを知ってもらうために、見てもらうだけでなく、魅せる施設、魅せる資源への転換を図り、メディアや SNS を最大限活用し、魅力ある神河町を発信して行く。

オ. 商工業

国や県の補助制度など商工業者の維持発展につながる活用について、神河町商工会と連携してサポートし、中小企業の経営安定化に向けた支援に努める。また、近年、多様化する消費者ニーズやデジタル技術の普及、またライフスタイルや働き方改革などの変化に柔軟に対応できるよう、商工業者への情報収集や情報発信に努める。さらに、生産性の向上や販路拡大等に努める商工業者の自主的な取り組みに対してサポートや支援を行い、商工業の持続化、また地域の持続化につなげていく。

カ. 企業誘致

企業誘致については、適正な土地利用や自然環境・市民生活に配慮しながら地域特性を最大限に生かし、定住化や若者の流出防止につながるよう優良企業の誘致や既存企業の振興・拡大を積極的に図っていく。特に企業誘致の際に一番の問題となる企業立地用地の確保については、適正な土地利用計画に基づき農業振興地域との調整を図りながら、かつ立木・雑木が生い茂ったままの山麓の候補地の仮造成など、企業への「見える化」を進め、企業の誘導を図る。

本町は、兵庫県のほぼ中央に位置し、JR播但線と播但連絡道路が南北に縦断し、姫路市まで約40分、京阪神まで約1時間30分圏内となっており、地の利を生かした企業誘致の取組とともに、進んできたテレワークやサテライトオフィスなどの働き方改革の流れを見据えた起業や転業の促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	鳥獣害防護柵設置事業 農業再生推進事業	町 町	
	林業	中山間農地保全整備事業 中山間農地保全整備事業 広域基幹林道千ヶ峰三国岳 線工事負担金 林道専用道 大畑越知線 治山・山林出水対策事業 山林部地籍調査事業	町 町 町 町 町 町	
	(3) 経営近代化施設 農業	神崎フード施設整備事業 農業用機械施設整備事業	町 町	
	林業	高性能林業機械整備事業	町	

	(4) 地場産業の振興 生産施設 加工施設	道の駅施設修繕事業 農産物加工施設整備事業 林業関連施設整備事業	町 町 町	
	(5) 企業誘致	サテライトオフィス整備事業 コワーキングスペース整備事業 ワーケーションスペース整備事業	町 町 町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備・長寿命化改良事業	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援事業 (事業内容) 新たに創業しようとする方に対して、創業資金の一部を補助する。 (必要性) 町内で新たに創業しようとする方をフォローすることにより、町内での仕事づくりを支援する。 (事業効果) 町内新規就業者数の増加を図る。	町	

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
観光入込数	75 万人	80 万人	85 万人	90 万人	100 万人
耕作放棄地の面積	3.0ha	2.9ha	2.8ha	2.7ha	2.6ha
担い手への農地集積率	62%	63%	64%	65%	66%
集落営農組織の法人化	12 組織	13 組織	14 組織	15 組織	16 組織
認定農業者の数	2 名 14 法人	3 名 15 法人	4 名 16 法人	4 名 17 法人	4 名 18 法人
認定新規就業者数	2 名	1 名	1 名	1 名	1 名
町年間間伐施業面積	260ha	270ha	280ha	290ha	300ha
新規就業者数	10 人	20 人	30 人	40 人	50 人

(4) 産業振興促進事項

播磨広域連携協議会の活動、産学金官民一体の取り組みを通して、減価償却の特例（第23条）及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（第24条）を適用し、企業誘致に取り組む。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
神河町全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物販売業 旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア. ケーブルテレビ施設

神河町のケーブルテレビ事業は、平成14年度に開局。当時はアナログ放送、伝送路は同軸ケーブルであったが、地上デジタル化、伝送路の光化等放送環境の変化に伴い施設整備を行っている。

また、施設運営にあたっては、令和元年から指定管理者制度による運営とし効率的な施設運営を図っている。

しかしながら、放送設備、番組制作設備、伝送路、施設建物など、放送技術の革新と経年による機器等の更新が必要となっている。また、人口減少等に伴い料金収入も減少傾向にあり、適正な施設運営が困難になってきている。

そのため、自主放送番組の制作等、事業規模の縮小も含め検討を進めてきた。

(2) その対策

ア. ケーブルテレビ施設

地域における情報通信環境の整備は、住民生活の利便性向上や地域情報の共有、さらには定住促進や地域活力の維持に不可欠な要素である。町では、将来を見据えたケーブルテレビ事業およびインターネット事業の持続的な運営体制について検討を重ねてきた。

その結果、ケーブルテレビ事業およびインターネット事業については、IRU（Indefeasible Right of Use）方式を活用し、隣接する姫路ケーブルテレビ株式会社に業務を委託する方向で運営を進めている。この新たな運営体制のもとで、町独自の自主放送番組は段階的に縮小・廃止し、姫路ケーブルテレビが制作する地域情報番組等の放送により、引き続き地域情報の発信を行う。

また、インターネット事業についても同様に委託を行い、光電話やスマートフォンとの連携など、利便性の高い通信サービスを導入することで、町民の多様な通信需要に対応する。

今後も、業務の効率化とサービス内容の充実を両立させることで、加入者の拡大を図るとともに、地域における情報基盤の維持・強化を通じて、住民が安心して暮らせる環境の整備に努めていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	ケーブルテレビ機器の更新事業	町	

	その他	放送機器等修繕事業 伝送路支障移転修繕事業 インターネット機器の更新 山間部における情報通信機能（携帯、Wi-Fi）対策事業	町 町 町 町	
--	-----	---	------------------	--

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
加入者数	3,550人	3,560人	3,570人	3,580人	3,590人

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 道路

神河町の道路交通網は、南北を走る播但連絡道路、国道312号とJR播但線を基軸とし、それを補完する主要地方道の加美宍粟線と一宮生野線、さらに一般県道の岩屋生野線、長谷市川線、長谷停車場線、これにそれらをつなぐ町道572路線で構成されている。

まず、骨格となる道路の課題として、国道については歩道整備等交通安全対策の充実、県道については上小田地区の加美宍粟線、栗地区の一宮生野線、越知谷地区の岩屋生野線の拡幅改良であり、これらの早期完了は地域住民にとって長年の切なる要望となっている。

町道については、住民の日常生活に特に密接な関わりがあるため、その安全性と利便性に配慮しながら計画的に整備を進める一方で、経年劣化による舗装修繕や、その他老朽化等を原因とする急な修繕対応に苦慮している状況であるため、計画的な修繕計画を立てることが難しいのが現状の課題となっている。

また、園児児童生徒が利用する通学路における交通安全対策として歩道や防護柵等の整備を計画的に進めるほか、区画線の補修やグリーンベルトの整備、横断歩道の着色等による対策も必要課題である。

イ. 橋梁

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、管理する橋梁のメンテナンスを計画的に継続していく必要がある。

ウ. トンネル

トンネルについては、トンネル長寿命化修繕計画に基づき、管理するトンネルのメンテナンスを計画的に継続していく必要がある。

エ. 林道

森林資源の活用及び施業等の効率化を図るため、林道橋の修繕も含めた整備を進めていく必要がある。

オ. 公共交通

町が運行しているコミュニティバスは、近年、利用者数が減少している。高齢になっても運転できる限りは自家用車での移動を希望する者も多く、今後、公共交通存続のためには、若いころからコミュニティバスに乗りしてもらい体験機会を増加させていくなどの取組が必要である。また、一部路線

で試験運行を行っているデマンド型交通の拡大やライドシェアの導入等、多様で持続可能な運輸サービスの提供を検討、実施する必要がある。

鉄道については、利用者が減少傾向にあるが、地域住民の重要な通勤・通学の手段となっていることから利便性を向上させるためにハイブリッド車の導入や福崎止列車の延伸など関係機関とともに連携を図る必要がある。特に、長谷駅においては、利用者の増加とともに地域の活性化を図る必要がある。

カ. その他

除雪においては、広範囲に積雪があると現在の除雪機械では対応が遅れが生じるため、除雪機械を増やし冬期における町道の安全な通行を確保する必要がある。

(2) その対策

ア. 道路

県道については、上小田地区の加美宍粟線の拡幅及び坂の辻峠のトンネル化、栗地区の一宮生野線の拡幅整備、越知以北の県道岩屋生野線の拡幅整備等、早期の整備を関係機関に働きかける。

町道については、生活道路として住民の利便性向上のため道路改良等を進めていくことに併せ、老朽化等により安全性が欠如している路線については速やかに対策を講じるほか、通学路の安全対策についても順次進めていく。

イ. 橋梁

長寿命化修繕計画に基づき修繕を実施するほか、必要に応じて橋梁整備を進める。

ウ. トンネル

長寿命化修繕計画に基づき修繕を実施する。

エ. 林道

森林資源の活用及び施業等の効率化を図るため整備を進める。

オ. 公共交通

町内の主要交通手段となっているコミュニティバスは、利用状況に応じた運行ルートや運行形態の見直しを行い、将来にわたり持続可能な移動手段を確保する。また、デマンド型交通の拡大などによる効果的で効率的な運行を行う。

中学校のバス通学費及び統合により遠距離通学になった小学校・幼稚園のバス通学費については、全額町費負担としている。

鉄道については、関係機関との連携を図りながら利用促進につながる方策の具体化を図る。特に長谷駅については、地域とともに継続した利用促進を図る。また、令和5年度から実施しているJR播但線利用促進補助金をはじめとする補助制度の継続について検討し、さらなる利用促進を図る。

カ. その他

除雪については、除雪機械の購入により、通行の安全性を確保する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
	(1)市町村道 道路	道路改良		

	橋梁	通学路交通安全施設整備事業 道路街路灯維持事業 橋梁長寿命化修繕事業 橋長 15m以上 22 橋 橋長 15m以上 24 橋	町 町 町	
	トンネル	橋梁整備事業 トンネル長寿命化修繕事業 水ノ谷トンネル	町 町	
(3) 林道	林道整備 黒川新田線 L=2, 600m 水谷線 L=3, 449m 神河 2 号線 L=2, 444m 大畑越知線 L=2, 657m 越知ヶ峰線 L=7, 712m 市川左岸線 L=2, 515m 市川左岸線 2 号線 L=4, 200m 雪彦・峰山線 L=300m 峰山太田池線 L=3, 228m 橋梁長寿命化修繕事業 橋長 15m 未満 5 橋	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町		
(6) 自動車等 自動車	コミュニティバス購入事業	町		
(8) 道路整備機械 等	除雪車等購入事業	町		
(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運営事業 (事業内容) 交通弱者の交通手段を確保する ため町内くまなくバスを運行す る。 (必要性) 町内交通弱者の移動手段を確保 する。 (事業効果) 交通手段の確保により、交通弱 者でも安心して暮らせる環境を維 持する。 長谷駅利用促進事業 (事業内容) JR 長谷駅利用促進計画に基づき 長谷駅利用促進イベント等事業実 施を行う団体に補助する。	町 町		

		<p>(必要性) 町内交通弱者の移動手段を確保する。</p> <p>(事業効果) 交通手段の確保により、交通弱者でも安心して暮らせる環境を維持する。</p> <p>ライドシェア運行事業 (事業内容) コミュニティバス、タクシー等が運行していない時間帯において、ライドシェアにより地域の足を確保する。</p> <p>(必要性) 町内における移動手段の確保</p> <p>(事業効果) 公共交通の利便性を向上させることにより、町内定着を進める。</p> <p>J R 播但線駅前周辺整備事業 (事業内容) 町内の各駅周辺において、駐車場・駐輪場の整備等、J Rを利用しやすい環境を整備する。</p> <p>(必要性) J Rの利用促進</p> <p>(事業効果) 公共交通の利便性を向上させることにより、町内定着を進める。</p> <p>J R 播但線利用促進事業 (事業内容) 定期券の購入を含むJ R播但線の利用に対して補助を行う。</p> <p>(必要性) J Rの利用促進</p> <p>(事業効果) 公共交通の利便性を向上させることにより、町内定着を進める。</p>	町	
			町	
			町	

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
町道改良率	64.10%	64.15%	64.20%	64.25%	64.30%
橋梁修繕率	25.00%	41.67%	61.11%	69.44%	100.00%

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、神河町公共施設等総合管理計画の方針及び令和元年度神河町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 上下水道

神河町の水道普及率は、99.68%である。水道基本計画を策定し、1水道事業に統合整備を行い基盤強化・強靱化を図ってきた。

機器及び管路の更新などに取り組んでいるが、施設の老朽化が顕著で、水道料金の見直し等更なる更新計画の策定が必要である。

神河町全体の生活排水処理については、良好な生活環境の確保や美しい自然環境の保全を目的に施設整備に取り組んだ結果、全域の整備が完了し、水洗化率は99.05%となっている。

各施設は、供用を開始してから20年以上が経過し、老朽化が進む一方で人口減少による料金収入が減少していく傾向にあり、今後の維持管理、老朽化に伴う改築更新等に多額の費用が必要となるため、施設の統廃合を行い経営の健全化を行っていかねばならない。

イ. 廃棄物処理施設

① ごみ処理

持続可能な循環型社会の形成を図るため、平成29年4月から、家庭用生ごみ処理容器（コンポスト）購入費補助制度を創設するなどゴミの減量とリサイクルの推進を行っている。

ごみ処理は、中播北部行政事務組合が運営する「中播北部クリーンセンター」において、中間処理がなされている。築後22年が経過しているが、設備の基幹改良工事を計画的に実施し、ごみを安定的に処理している。なお、地元協定で当該クリーンセンターの稼働は令和10年3月31日までとなっており、新たなごみ処理施設の整備を進めている。

② し尿処理

し尿処理は、神崎郡3町と姫路市（香寺町・夢前町）で構成する中播衛生施設事務組合が運営する「中播衛生センター」で行っている。築後30年が経過しており、施設のあり方について検討する必要がある。

ウ. 消防・防災

神河町の消防は、常備消防は、神崎郡3町（福崎町、市川町、神河町）の広域運営を姫路市消防署に委託している。また、非常備消防団は7分団27部を編成し、消防・防災活動に当たっている。

少子・高齢化による入団適齢人口の減少などによる団員不足、また町外就労者の増加による昼間の出勤人員の不足など、消防団活動に支障をきたしており、消防組織の再編が課題となっている。

防災については、円滑な防災活動を推進するため防災行政無線の整備を行うなど、地域防災計画に基づき、地域防災力の向上に努め、総合的な推進を図っている。

近年、全国的に多発するゲリラ豪雨、土砂災害、河川災害などの大規模自然災害の発生に備え、消防組織の連携強化、避難所の環境整備、緊急輸送路の確保、緊急資材の備蓄及び管理等の課題を解決する必要がある。特に避難所の環境整備については、備蓄品の充実とあわせ、近年の大規模災害の教訓からトイレ対策や生活用水の確保が急務である。

また、民間事業者をはじめとした災害時の応援協定、福祉団体、自主防災かみかわ等の協力連携体制を整備していくとともに、コミュニティ（区）単位での地区防災計画に基づいた防災訓練の実施や未策定の地区に対する策定の支援が必要である。

エ. 公営住宅

町営住宅は低所得者、若者世帯の定住促進のため5団地66戸と順次整備を行い、入居率は76%であ

る。特に若者世帯の定住では若者の流出や晩婚化により空室が増えているため、入居率改善に向けた取組が必要である。

オ. その他

① 空き家対策

人口減少や少子高齢化により過疎化が一層加速しており、今後さらに空き家の増加が懸念される。空き家の増加は、防災、防犯、安全、環境、景観等、地域住民の生活環境へ様々な影響を及ぼすため、空き家のデータバンク作成など、空き家の実態を把握し、空家対策及び利活用を進める。特に利活用については、宿泊業や飲食業、コワーキングスペース、サテライトオフィスなどの創業支援、またお試し住宅としての活用を検討する。

② 防犯対策

防犯灯、防犯カメラの設置、また防犯委員会、補導委員会等の見守り組織の取組みにより、犯罪抑止効果はあるものの、僅かではあるが犯罪や行方不明者、認知症患者の徘徊などが発生している。また、近年振り込め詐欺などの特殊犯罪による相談事案が増加傾向にあり、その対策として自動警告及び録音機能付き電話機の購入補助を実施しているが、詐欺手口が多様化しているため今後も継続していく必要がある。

③ 環境保全

神河町は、「省エネ法」の「特定事業者」の指定を受けている。この指定に伴い、「省エネ法」及び「温暖化対策推進法」に係る地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を第1次（平成23年度から27年度の5年間）、第2次（平成28年度から令和2年度の5年間）、第3次（令和3年度から7年度の5年間）で実施し、その結果の検証を踏まえた第4次（令和8年度から12年度の5年間）の計画により、公共施設の省エネ対策に取り組むことと併せて再エネの導入を検討している。

また、令和6年度に策定した『神河町地域気候変動適応計画』に基づき、地球温暖化に対する適応策を各分野で検討していく必要がある。

④ 火葬場

火葬場は、神河町と市川町で構成する中播北部行政事務組合が運営する「市川斎場」で行っており、適正な維持・管理が求められている。火葬場は、老朽化が進み、年々補修をしながら使用している。

⑤ 河川・急傾斜地崩壊対策

神河町は、8割を山林面積が占めており、千ヶ峰・暁晴山など1,000m級の山々に囲まれている。このような急峻な地形状況のため土砂災害警戒区域も206箇所ある。この中には、土石流と急傾斜地の崩壊箇所等があり、最近のゲリラ豪雨等により、山地からの異常出水による家屋等への浸水も心配するところでも、また、土石流等の流出や急傾斜地が崩壊する可能性が高くなっており早急な対策を進めていく必要がある。

(2) その対策

ア. 上下水道

上水道については、安全で安心して飲める水道水の安定供給の確立に努める。老朽化が著しい浄水場や配水池などの計画的な修繕、改修などを実施し、適正な維持管理に努めるとともに、長期の展望を視野にアセットマネジメントの策定、経営戦略の見直しを行い広域連携の検討を進める。

下水道については、法律に準拠した水質を確保し、適正な下水道処理施設の維持管理、機能強化に努め、清流の保護と下流域の水質保全を図る。また、施設の統廃合によりランニングコストの削減を図るなど低コスト経営を維持するとともに、適正な使用料金による経営の安定化を図る。さらに、施設・機器の計画的な修繕、改修などを実施することにより、健全な施設の管理運営に努め、長期の展望を視野に広域連携の検討を進める。

イ. 廃棄物処理施設

① ごみ処理

ごみ処理場の適正な修繕及び維持・管理を行う。住民にとって住みよい生活空間を目指して、また豊かな自然に恵まれた環境を維持するため、住民・地域・事業者の協力、連携により、多様化、増大化するごみの適正処理を実施し、ごみの減量化とリサイクルを進める。そのためにコンポスト補助制度により生ごみ処理器の普及に努める。また、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。レジ袋削減の取り組み、町内各種団体による資源ごみ集団回収の取り組み促進等を通じて、住民や事業者に対して廃棄物の有効利用や資源環境に対する意識改革に努める。そして、現在、神崎郡 3 町により新たなごみ処理施設の建設を進めている。

② し尿処理

し尿処理場の適正な修繕及び維持・管理については、今後の処理量を推測しながら、機器のメンテナンスと毎年の維持補修、また経年劣化による 15 年スパンでの大規模改修を、機器の長寿命化を図りながら、より効率的に、計画的に実施していく。

ウ. 消防・防災

神河町の消防団は、団員不足が問題となっていることから、非常時に活動する消防団 O B 等の消防団経験者による機能別消防団を検討していく。道路交通法の改正に伴い、消防ポンプ自動車を運転できない消防団員もいることから、普通自動車のオートマ限定解除、準中型免許証取得にかかる補助を検討する。火災発生時の消火機動力の強化に向けた高機能の消防車両、消防装備、防火水槽等の消防施設について、耐用年数及び老朽化に応じた整備更新を行う。また、常備消防である姫路市中播消防署の施設の老朽化による施設整備も併せて実施していく。

神河町の防災行政の推進は、「地域防災計画」に基づき防災体制の強化を図っていく。さらに、地区ごとに作成する「地区防災計画」、高齢者や障がい者などの要配慮者の避難行動要支援者に対する個別支援計画の作成促進、また、自主防災組織内の活動資機材等の整備を進めるとともに、地域の防災リーダー育成のため、防災士資格の取得補助制度を令和 4 年度から実施し、これを継続していくとともに町内防災士で構成した防災士会を設立し、自主防災組織との連携による『自助』『共助』の強化を図る。また、防災行政無線設備等の保守及び更新やキャリア回線を活用したアプリケーションソフト連携等の機能向上により、全町民に情報が漏れることがないように適切な運用を図る。併せて避難所での Wi-Fi 環境の充実、防災施設・機器、防災関連システム等の整備により、地域防災力の充実・高度化を図る。特に避難所の環境整備については、トイレ対策や生活用水の確保のための中型トイレカー及びポンプ付き給水タンクの導入を図る。

エ. 公営住宅

本町の特性に応じた総合的かつ計画的な住宅施策を推進するため、「神河町住宅マスタープラン」を見直し、更新するとともに、それに基づき住宅の建替え等に取り組む。

オ. その他

① 空き家対策

空き家情報システム構築事業により、特定空家の特定、解消を図る。また利活用として「全国版空き家・空き地バンク」との連携を図りながら U ターン、I ターンなど都会からの定住者を増やすための「空家のデータバンク作り」を行う。

② 防犯対策

福崎警察署等と連携し、防犯運動の積極的な展開や防犯診断、防犯学習の機会づくりや自治組織による防犯活動の推進を図るなど防犯意識の高揚に努める。さらに、防犯灯設置に対する地域への補助制度の継続、また、町管理防犯灯の LED 化、防犯カメラの増設など防犯設備の整備を進める。また、振り込め詐欺などの特殊犯罪対策として、高齢者世帯などに自動警告及び録音機能付き電話機等の購入補助を継続し、普及拡大を図る。

③ 環境保全

2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で65%削減をめざし、「省エネ法」及び「温暖化対策法」に係る第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び神河町脱炭素化施策展開事業計画に基づく公共施設の省エネ対策の実施、また公用車のエコカー導入等によるCO2排出量削減に向けた取り組みを進めるとともに、「クールチョイスなまち宣言」による省エネ対策、地球温暖化対策の普及啓発し、再生可能エネルギーの普及及び促進のため、多方面にわたり研究、検討を行う。

④ 火葬場

火葬場の適正な修繕及び維持・管理を行うものとし、老朽化した施設については補修をしながら今後も使用していくものとする。

⑤ 河川・急傾斜地崩壊対策

山林からの異常出水対策については、河川水路修繕事業及び、県事業である急傾斜地崩壊対策事業を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設等整備事業	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設 地域し尿処理施設	公共下水道施設維持管理 事業	町	
		農業集落排水施設維持管 理事業	町	
		地域し尿処理施設維持管 理事業	町	
		統廃合整備事業 合併処理浄化槽更新事業	町 町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	次期ごみ処理施設建設事 業負担金	町	
	(4) 火葬場	火葬場運営費負担金	町	
(5) 消防施設	消防施設整備事業	町		
	姫路市中播消防署消防車 両更新負担金	町		
	姫路市中播消防署資機材 整備負担金	町		
	姫路市中播消防署情報通 信整備負担金 消防署建替整備事業	町 町		
(7) 過疎地域持続的発 展特別事業 環境	防災無線管理事業 （事業内容） 防災行政無線及び消防 連動装置等の不具合等の 修繕及び機器更新を行 う。 （必要性） 情報収集により、災害	町		

		<p>等の非常時における住民への情報伝達体制の整備と強化に必要である。</p> <p>(事業効果)</p> <p>円滑な通信の確保により、災害時における住民の生命と財産の保全、防災訓練を通じ地域防災力の向上に繋がる。</p> <p>避難所環境整備事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>大規模災害発生時における、二次被害の抑制のための備蓄品や資機材等の整備を行う。</p> <p>(必要性)</p> <p>大規模災害が発生した場合ライフラインの寸断が想定されるため。</p> <p>(事業効果)</p> <p>万全な備えにより、二次被害の防止に繋がる。</p> <p>ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金</p> <p>(事業内容)</p> <p>住宅の耐震化の促進を図るため、住宅の耐震改修工事等に対して補助を行う。</p> <p>(必要性)</p> <p>地震による住宅の倒壊を防ぐために必要である。</p> <p>(事業効果)</p> <p>住民の生命を守ること、安心安全な住環境の確保に繋がる。</p> <p>法定外公共物整備事業補助金</p> <p>(事業内容)</p> <p>法定外公共物の修繕費用を補助する。</p> <p>(必要性)</p> <p>法定外公共物の維持管理に必要である。</p> <p>(事業効果)</p> <p>法定外公共物を適切に管理することにより住民が</p>	町	
			町	
			区	

		<p>安心して生活できるようになる。</p> <p>LED 防犯灯等施設整備事業 (事業内容) 道路及び公共施設等の周辺にLED防犯灯の設置補助を行う。 (必要性) 夜間の犯罪防止と通行の安全確保に必要である。 (事業効果) 犯罪被害の防止と防犯灯のLED化による地球温暖化対策に繋がる。</p> <p>特殊詐欺等被害防止対策事業 (事業内容) 防犯機能付き電話機及び外付け録音機の購入の一部を補助する。 (必要性) 特殊詐欺被害の防止に必要である。 (事業効果) 防犯機能(着信時自動警告及び録音)により、電話に出るまでに詐欺犯罪者が電話を切るといった、特に高齢者を狙った特殊詐欺対策として高い効果がある。</p> <p>地球温暖化対策推進事業 (事業内容) クールチョイスの推進及び再生可能エネルギーの導入による2050年カーボンニュートラルの実現のため、地球温暖化対策の取り組みを進める。 (必要性) 地球温暖化の進行を受け、国が目標に掲げる2050年の脱炭素社会の実現に必要である。 (事業効果)</p>	町	
			町	
			町	

		<p>排出される二酸化炭素の削減と低炭素型社会の構築に繋がる。</p> <p>家庭用生ごみ処理容器購入費補助金 (事業内容) 生ごみ処理容器の購入者に対し助成を行う。 (必要性) ごみ処理場の適正な維持管理と住みよい生活空間及び地域の環境保全に必要である。 (事業効果) 家庭から排出される生ごみの減量化による処理費用の削減と生ごみのリサイクルによる環境意識の向上に繋がる。</p>	町	
	(8)その他	<p>合併浄化槽維持管理事業 河川水路修繕事業 急傾斜地崩壊対策事業負担金 特定空家除去事業</p>	町 町 町・県 町	

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
水道普及率	99.7%	99.8%	99.9%	99.9%	100.0%
水洗化率	99.1%	99.3%	99.5%	99.7%	99.9%
地区防災計画策定数	35 地区	40 地区	—	—	—
防災士の数	40 人	45 人	50 人	55 人	60 人
LED 防犯灯等整備数	96 灯	106 灯	116 灯	126 灯	136 灯
防犯カメラ設置数	17 箇所	19 箇所	21 箇所	23 箇所	25 箇所
ごみ排出量	2,664 t	2,630 t	2,604 t	2,563 t	2,530 t
生ごみ処理機購入補助台数	275 台	302 台	329 台	356 台	383 台
特定空家除去件数	年 1 件	年 1 件	年 1 件	年 1 件	年 1 件
2013 年比温室効果ガス（公共施設）（CO2）削減量	13%	26%	39%	52%	65.0%

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 子育て環境の確保

全国的に晩婚化による未婚者の増大や出生数が減少傾向にある中、本町でも若者の流出による若年層の人口減や、女性の社会進出や核家族化の進行などにより仕事と育児の両立が困難なことや育児に対する不安、経済的理由を含めた将来への社会不安などから出生数が減少している。

このような急速な少子化による人口構造の変化により、これまで地域住民が助け合って生活を営んでいた地域コミュニティの地縁的な繋がりも希薄化し、地域社会の活力が衰退傾向にあることから、早急に子どもを安心して育てることができる社会環境の充実が必要となっている。

イ. 保健

第 2 期データヘルス計画によると、本町の人口構造は、少子高齢化が顕著であり、国民健康保険においても被保険者の年代別割合は男女ともに 70-74 歳の割合が最も多く、高齢化が顕著に表れている。兵庫県令和 2 年度健康寿命算定結果総括表における平均寿命・健康寿命は、県平均よりやや下回っており、生活習慣病医療受診者数が年々増加し、令和 4 年度における一人当たりの医療費は国・県と比較すると高く、平成 30 年度と比較しても増加している。また、令和 3 年度人口動態調査における死亡総数に占める割合が大きい疾病のうち、脳血管疾患、心不全が国・県と比較すると割合が高くなっており、全体の総医療費のうちでも腎不全、糖尿病、高血圧症の割合が高く、いずれにおいても壮年期からの生活習慣病対策が重要となる。

精神保健分野においては、ひきこもり対策が重要な課題となっている。国が示す「ひきこもり」の定義に基づくと、当町の人口規模から推計して、おおよそ 100 人程度のひきこもり状態の者が潜在していると考えられる。

ひきこもりの背景には、進学や就労など社会生活上のつまずきに加え、学齢期からの不登校や登校しぶり等の困難が存在し、それにより自立して生計を維持することへのハードルが高い現状がある。そのため、支援の必要性があっても表面化しにくく、潜在化や支援介入の難しさ、長期化のリスクが指摘されている。

さらに、ひきこもり状態の長期化により、親の高齢化と当事者の中高年化が進む「8050 問題」や「9060 問題」など、支援がより深刻かつ複雑化する事態が今後一層懸念される。

ウ. 福祉

① 高齢者福祉

神河町では高齢化が急速に進み、全国平均より高い高齢化率となっている。

また、高齢者の一人世帯や高齢者夫婦だけの世帯が増加している。同時に、少子化、高齢化、過疎化などの進行が、家族関係の変化や地域の間人関係の希薄化を招き、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合いなどの機能・地域の福祉力の低下が危惧されている。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応や全国的に発生している様々な災害が起きている状況から、感染症や災害が発生した場合であっても、地域の見守りや支え合い、助け合いが継続されること、また、必要な介護サービスの提供が途切れることがないよう、関係機関や介護サービス事業者との連携強化等が求められている。

② 障がい福祉

神河町の障がい者数の状況は、療育手帳保持者数 168 名、精神障害者保健福祉手帳所持者 68 名、身体障害者手帳所持者数 453 名となっており、障害者手帳所持者数の合計は、令和 7 年 4 月現在で 689 名となっている。

本町の障がい福祉サービス事業所の定員については、ケアステーションかんざきが児童発達支

援10名、放課後等デイサービス15名、介護事業所との共生型の障害事業所つなぐが生活介護5名、日中一時支援5名、放課後等デイサービス5名、多機能型事業所ひとかが生活介護10名、就労継続支援事業所B型10名、かみかわ倶楽部が就労継続支援事業所A型10名、就労継続支援事業所B型10名、ふれんどがグループホームA棟7名、B棟7名、短期入所A棟2名、B棟2名、のどかが生活介護20名、日中一時支援5名、放課後等デイサービス10名となっている。障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化が進む中、多様化するニーズに応じた適切なサービスを提供することをめざし、生活支援や就労支援などの取組を行っている。

また、社会福祉協議会による病院への移送サービスや自立支援給付等事業による訪問介護などのサービスを提供することにより、在宅の障がい者を支援している。

今後は、障がい福祉サービス事業所と連携して、障がい者の高齢化や親亡き後の支援のため、より相談支援体制の強化が必要である。

(2) その対策

ア. 子育て環境の確保

子育て支援においては「すくすく子育て家庭センター（神河町こども家庭センター）」を開設し、継続的・包括的な子育て支援事業（産後ケア事業、産前産後サポート事業、妊婦健診費助成・通院費助成、発達相談事業等）をはじめ、妊婦のための支援給付金（経済的支援・伴走型支援）を実施する。

若者世帯への定住助成や多子世帯への支援金の交付、保育料の負担軽減、高校3年生までの医療費の助成拡大、母子（父子）家庭の医療費助成に係る所得制限の緩和、病児・病後児保育事業等の子育て支援施策を拡充しながら積極的に展開し、子育て世帯が安心して子育てをすることができるようにきめ細やかな支援を行う。

「神河町子ども・子育て支援事業計画」の策定により、多様な子育てニーズに対応し、保育環境、子育て環境の施策を充実を図る。

イ. 保健

① 健康づくりの推進と一次予防の充実

健康づくり意識の向上および一次予防の充実を図るため、住民一人ひとりが望ましい生活習慣を実践し、主体的に健康増進へ取り組むことにより、健康寿命の延伸を目指す。あわせて、健康管理に対する意識の高揚を図り、年齢やライフステージに応じた生涯を通じた健康づくりを推進する。

健診事業においては、特定健診およびがん検診の受診率向上に向けて積極的に受診勧奨を行うとともに、受診後の健診データを有効に活用し、生活習慣病、特に糖尿病性腎症等の発症予防および重症化予防を推進する。

② 計画の策定と地域連携による推進体制の強化

令和8年度は、「第4期健康増進・食育推進計画及び自殺対策計画」の策定年度にあたる。これに伴い、アンケート調査等による実態把握と課題分析を実施し、その結果を踏まえて計画を策定する。

計画の推進にあたっては、個人への働きかけにとどまらず、住民の行動変容を促す取組を展開し、地域、行政、関係機関および関係団体が一体となった健康づくりの推進体制を構築する。

③ ひきこもり・不登校等への支援体制の充実

ひきこもりや不登校など、社会生活に困難を抱える青年期および学齢期の者に対し、問題が長期化・顕在化する前の早期の段階からの適切な支援介入を目指す。

安心して外出できる「居場所づくり」の場を設けるとともに、専門家による個別相談を実施する。また、関係機関との連携を強化し、福祉制度への円滑な接続や支援者とのつながりを支援する「ひきこもりサポート事業」を継続・充実させる。

ウ. 福祉

① 高齢者福祉

「第9期介護保険事業計画」に基づき、「共に支える 安心・健康・いきいき かみかわ」を基本理念とし、介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、医療・介護・介護予防住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推

進に向けた取組を展開していく。

1つ目に、神崎支庁舎に配置する地域包括支援センターと地域医療の中核拠点である公立神崎総合病院を軸に、医療と介護の連携、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止、認知症施策の推進に取り組む。

2つ目に、生産年齢人口の減少など働く世代の減少を見据え、元気な高齢者がこれまでに培った能力や経験を活かし、健康で意欲を持ちながら活躍できる生涯活躍の推進に取り組む。

3つ目に、社会福祉協議会をはじめとした多様な主体と協働し、すべての住民、関係者が地域の問題・課題を「わがごと」として捉え、支え手・受け手の関係を超え、多様な担い手がつながり、支え合い・助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の推進に向けて取り組む。

② 障がい福祉

令和5年度に「神河町障害者計画」を策定するとともに、「神河町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を改訂し、計画的に各分野の障がい者福祉施策を実施している。

また、障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化が進む中、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点整備体制の核となる障がい者基幹相談支援センターを令和2年度中に設立し、障がい者の高齢化・重度化、ひきこもり、困難事例等への相談支援体制の強化・充実を図っていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者の保健福祉の向上	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉	病児・病後児保育施設運営事業 (事業内容) 病気の児童や病気の回復期にある児童の保育及び看護を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する。 (必要性) 夫婦共働き世帯が増加する中で、子どもが病気になった場合保育や看護をする病児保育施設の需要が高まっている。 (事業効果) 病気や病後の子どもを保育することで、保護者の子育てと終了の両立の支援を図ることができる。	町	
		福祉医療助成事業（母子） (事業内容) 18歳に達する年度末まで、または20歳未満で高校等在学中の母子家庭、父子家庭の各々の母、父及びその児童並びに遺児に対し一定の自己負担分を除いた医療費を助成する。 (必要性) 低所得の母子・父子家庭の医療	町	

		<p>費を助成することにより生活の支援を行う。</p> <p>(事業効果)</p> <p>家計における医療費の負担が軽減できる。また、病気や怪我をした際、安心して早期に治療を受けやすく、疾病の長期化・重症化を防止でき、子においては成人後の健康増進にも繋がる。</p> <p>乳幼児医療費無償化事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>0歳から高校3年生(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)にかかる医療費の助成。県の制度に上乘せし、所得制限なしで入院・外来とも一部負担金なしで医療費助成を行う。</p> <p>(必要性)</p> <p>子どもを産み育てやすい環境づくりを行い、少子化と人口減少を抑制する。</p> <p>(事業効果)</p> <p>家計における医療費の負担が軽減できる。また、病気や怪我をした際、安心して早期に治療を受けやすく、疾病の長期化・重症化を防止でき、成人後の健康増進にも繋がる。</p> <p>介護職員研修受講費助成事業</p> <p>(事業内容)</p> <p>介護福祉士やケアマネージャー等の資格を取得する時の費用の一部を補助する。上限5万円。</p> <p>(必要性)</p> <p>介護人材の不足を補うため、この助成制度を活用し資格取得者を増やす必要がある。</p> <p>(事業効果)。</p> <p>良質な介護サービスの維持を図る。</p> <p>地域住民グループ支援</p> <p>(事業内容)</p> <p>高齢者の健康増進維持と介護予防を目的とする地域住民グループが実施するミニデイ等活動を補助する。</p> <p>(必要性)</p>	町	
	高齢者・障害者福祉		町	
			町	

		身体機能の低下や認知症等を予防するため、地域で支えあう活動が重要である。 (事業効果) 高齢者の居場所づくりや楽しみを創出し、地域での見守り体制の構築にもつながる。		
--	--	--	--	--

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
地域住民グループ支援	300回	300回	300回	300回	300回
介護職員研修受講者数	5人	5人	5人	5人	5人

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

当該項目は、公共施設等総合管理計画との整合に該当なし。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、町立僻地診療所 3、一般開業医 3、歯科診療所 3 の医療機関と、2 次救急医療をはじめとする地域中核医療を担う公立神崎総合病院がある。全国では、団塊の世代が後期高齢者となり、介護が必要になる高齢者数のピークは令和 7 年といわれていたが、神河町では、全国より早く、令和 3 年にピークに達した。

そのような急速な高齢化の進展による医療・介護の需要増大という状況に対応するため、限られた医療・介護資源を適正・有効に活用することが求められている。このうち医療分野では、医療機能の分化・連携により患者状態に応じた適切な医療を提供する体制を整備するとともに、在宅医療の充実により退院患者の生活を支える体制を整備する必要がある。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要となっている。

公立神崎総合病院は、地域医療の充実に加えて地域の活性化の拠点として、なくてはならない病院であることを再認識しながら、改革に取り組み、地域の為に維持・発展に向けて取り組んでいくこととし、在宅医療の充実のため令和 6 年 7 月から訪問診療を開始した。

(2) その対策

本町では、認知症・看とりを 2 大課題とし、在宅・連携・人材をキーワードに「認知症対策検討部会」を、神崎郡では、医療・介護連携、看とり支援等の部会を設置し、具体策を検討している。町内の医療と保健、介護、福祉に従事する者が連携しながら、公立神崎総合病院を核とした地域包括ケアシステムの構築を行い、介護をはじめとする在宅での医療と必要に応じた入院が確保できる体制づくり、医療と保健、介護、福祉との連携強化を図る。

また、公立神崎総合病院については、地域医療構想を踏まえた病院の果たすべき役割を実現させるために、耐震基準を満たさない北館の改築工事を完成させ、事業規模を、平成 31 年 2 月から病床数 140 床とした。また、平成 30 年 4 月には、神崎郡内 3 町（郡医師会経由）からの委託を受け「神崎郡在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、地域包括ケアシステムの深化を進めており、地域包括ケア講演会の開催や、多職種研修会の開催など、医療・介護の各事業所との連携強化など実現に向けた取組を展開している。将来構想としては、地域医療センター（病院併設の訪問看護ステーションと協力し、診療圏域の医師会や健康福祉行政機関、介護・看護・福祉施設等と連携を図り、予防医療・

地域包括医療の拠点）機能を充実させ役割を担っていく。

さらに、当病院は、神河町地域防災計画において、災害時における被災者の手当の他、福祉避難所としても位置付けられており、医療機関と福祉避難所の両方の機能が求められる。そのため、停電した場合でも対応できるよう太陽光発電設備及び蓄電池の導入などを検討し、災害対策及び地球温暖化対策を推進する。

今後においても、医療資源確保に努め、医療機器設備の整備を行っていくとともに、総合診療機能を充実させ、地域に即した医療と在宅診療に取り組み、急性期医療からかかりつけ医の役割、そして在宅までの包括的な医療に取り組んでいく。

さらに、令和 2 年に発症が確認された「新型コロナウイルス感染症」対策として、公立神崎総合病院は、「帰国者・接触者外来設置医療機関」、「協力医療機関」として、県中播磨健康福祉事務所と連携し感染症対策の牽引役を担ってきた。令和 6 年 5 月 23 日には、「第 1 種協定指定医療機関及び第 2 種協定指定医療機関」の兵庫県指定を受け、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある次の新興感染症に対応できるよう平時から医療提供体制を確保している。引き続き管内における感染症対策の牽引役として、地域の中心的な役割を担えるようその責務を果たしていく。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	医療機器整備事業	町	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 自治体病院	<p>医師等確保対策事業 病院施設修繕事業 (事業内容) 地域の医療拠点である公立神崎総合病院の施設修繕を行う。 (必要性) 永続的な医療提供維持のため、必要である。 (事業効果) 永続的な医療提供の維持が、地域住民の安心及び定住促進につながる。</p> <p>医師修学資金貸与金 (事業内容) 医師免許取得後公立神崎総合病院で勤務する意思がある医学生に対し、修学資金月額 20 万円を貸与する。 (必要性) 中山間地域における医師不足は深刻であり、医師確保のために必要。 (事業効果)</p>	町 町 町	

		<p>医師確保は、永続的な医療提供維持のため必須であり、地域住民の安心及び定住促進につながる。</p> <p>医師 U ターン促進事業支援金 (事業内容) 公立神崎総合病院で勤務する意思がある神崎郡出身医師の里帰り就職 (U ターン) に対し、支援金を支給する。 (必要性) 中山間地域における医師不足は深刻であり、医師確保のために必要。 (事業効果) 医師確保は、永続的な医療提供維持のため必須であり、地域住民の安心及び定住促進につながる。</p> <p>看護師修学資金貸与金 (事業内容) 看護師免許取得後公立神崎総合病院で勤務する意思がある看護学生に対し、修学資金月額 5 万円を貸与する。 (必要性) 不足している看護師の確保に必要。 (事業効果) 医師確保同様に看護師確保は、永続的な医療提供維持のため必須であり、地域住民の安心及び定住促進につながる。</p> <p>大学病院寄附講座 (事業内容) 神戸大学大学院医学研究科「外科系講座/リハビリテーション機能回復学分野」の運営資金として寄付する。 (必要性) 公立神崎総合病院の連携大学のリハビリテーション機能回復学分野における研究に寄与するために必要。 (事業効果)</p>	町	
			町	
			町	

		研究成果が広くリハビリテーション機能回復分野で生かされ、患者の機能回復につながる。併せて、公立神崎総合病院へ神戸大学から週1回リハビリテーション医師の派遣を受け、高度な治療を提供するに至り、地域住民の安心及び定住促進につながる。		
--	--	--	--	--

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
1日当たり入院患者数（人）	109	111	113	115	117
1日当たり外来患者数（人）	368	386	405	417	438
1日当たり検査件数（件）	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
1日当たりX線件数（件）	115	115	115	115	115
1日当たりCT件数（件）	16	16	16	16	16
1日当たりMRI件数（件）	6	6	6	6	6
1日当たり調剤件数（件）	105	110	110	110	110
年間手術件数（件）	400	410	415	420	425

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

本町には公立中学校1校（生徒数217人）、公立小学校3校（児童数424人）がある。平成17年11月の合併時に中学校2校、小学校8校であったものが、統合により半数以下となった。児童・生徒数は、令和3年度に756人であったものが、令和6年度においては763人と5年間で10%減少しており、5年後の令和12年度には、540人とさらに30%の減少が予想される。特に、町中心部から離れている小規模校については、平成28年度に2校あったものが、令和元年度に1校が閉校し、残りの1校も児童数が10人を切り、今後更なる統合の必要性に迫られている。幼稚園（小学校と併設）についても、統合により8園から3園となっており、園児数については、保育所（私立認可保育所2園）への入園との兼ね合いもあるが、令和3年度の117人から令和6年度では96人と5年間で18%減少している。

また、ウェルビーイングの実現に向けて、令和6年度に「第4期かみかわ教育創造プラン」を策定した（以下「第4期プラン」）。「第4期プラン」では、基本理念を「ふるさとを愛し心豊かで自立する神河の人づくり」とし、児童生徒一人ひとりの「生きる力」を育成するために、確かな学力を育成するとともに、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりに取り組むことを目標としている。また、家庭・学校・地域が連携・協力して、健康・体力づくりや安全教育を進めていく。そして、社会教育施設での活動を中心に生涯学習も推進していく。

学校施設・設備については、統合により整備された以外の学校・幼稚園及び給食センター等老朽化した施設の新設や大規模改修が必要である。

イ. 社会教育

本町には、社会教育施設（公民館1、児童館1）、社会体育施設（体育館1、温水プール1、野球場2、

グラウンド2、屋内グラウンド1) が整備されており、住民の健康増進、生涯学習また憩いの場として広く活用されているが、どの施設においても老朽化が進んでいる。

今後は、「公共施設等総合管理計画」及び「社会教育施設長寿命化計画」に基づき、施設の統廃合を含めた整備を進めていく予定であるが、利便性・将来性を踏まえた中で、住民合意の形成が必要である。

また、国内外から1,500人余りが参加予定のワールドマスターズゲームズ2027関西大会のオリエンテーリング競技が本町の峰山高原で開催されることが決定しており、外国人へのおもてなし対応が求められている。

(2) その対策

ア. 学校教育

子どもたちが安心・安全な学校生活を送るため、学校施設の老朽化対策として、令和2年度に策定した長寿命化計画に基づき校舎・幼稚園・給食センターの改修整備を計画的に行うなど、安全な環境づくりに努める。

教育課程においては、国が推進する「GIGA スクール構想」のもと、令和2年度導入したタブレット端末を令和7年度に更新し、併せて特別教室への電子黒板の導入、インターネット回線の増強などICT環境整備を進めた。引き続き、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、機器更新等のICT環境の整備を進めていく。併せて、あらゆる教育カリキュラムの充実を図るとともに、かみかわっ子ふるさと育成事業を実施し、「かみかわ教育創造プラン」の基本理念である「ふるさとを愛し ころ豊かで 自立する 神河の人づくり」にあるふるさと意識の醸成を図り、将来も地元に住み続ける子どもや地元を離れても地元を愛する心を持ち続ける子どもたちを育てていく。

また、少子化による遠距離徒歩通学や一人での通学の安全対策として、遠距離通園・通学支援事業に取り組む。

イ. 社会教育

生涯を通じた学びの機会を提供し、神河町への誇りや愛着を深め、ころ豊かなひと・まちづくりを推進するため社会教育・社会体育の老朽化した施設の改修整備を行う。

また、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会に向けては、外国人の案内のための環境整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の振 興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	寺前小学校 EV 棟大規模修繕事業	町	
		神河町立小学校 LED 化事業	町	
		神河中学校 LED 化事業	町	
		神崎小学校空調機更新事業	町	
		寺前小学校空調機更新事業	町	
	屋内運動場	神河町立小学校屋内運動場空調 機整備事業	町	
		神崎小学校屋内運動場大規模改 修事業	町	
		神河中学校屋内運動場空調機整 備事業	町	
		神河中学校屋内運動場大規模改 修事業	町	
		寺前小学校屋内運動場大規模改	町	

	水泳プール	造事業 神崎小学校屋内運動場床改修事業 寺前小学校プール大規模修繕事業	町 町	
	給食施設	給食センター施設・設備改修事業	町	
	その他	学校 ICT 環境整備事業 (GIGA スクール構想)	町	
	(2) 幼稚園	幼稚園長寿命化改良工事	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	中央公民館施設整備更新事業 図書購入事業	町 町	
	体育施設 集会施設	体育施設改修・修繕事業	町 町	
	社会教育施設	社会教育施設修繕事業	町	

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
神河町に住み続けたいと思う中学生の割合	55%	70%	80%	80%	95%
スポーツ施設利用数	70,000 人	85,000 人	100,000 人	100,000 人	100,000 人

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、神河町公共施設等総合管理計画の方針及び令和 2 年度に策定した「神河町学校施設長寿命化計画」、「社会教育施設長寿命化計画」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア. 地域コミュニティ

本町の北部など人口の減少が進む地域ほど、地域コミュニティの結びつきは強い。また、地域への愛着が強く、地域を美しく、魅力的にしたいというコミュニティ活動が盛んである。

その拠点である集会所施設において健康増進のミニディの実施、月 1 回のふれあい喫茶などが開催され、地域の人々の集まる場、憩いの場となるとともに、災害時には町から指定緊急避難場所に指定されているなど、地域になくってはならない施設となっている。

しかしながら、建築から 25 年以上経過している集会所施設が多くあることから施設の老朽化と共に施設機能が果たせない施設が増えてきている現状を踏まえ、新築も含めて施設の改修を図る必要がある。

また、「第 3 期神河町人口ビジョン」が示すとおり、若年層の人口流出、出生数の低下、高齢化の進行など、人口減少社会が進んでいる。これまでの人口減少の進行によって小規模となった集落は、

今後、地域コミュニティの基礎的な単位である集落としての機能の維持について懸念され、スムーズな世代交代が進んでいない現状が見受けられる。このため、集落支援員等による集落点検・話し合いの中から地域を支援する必要がある。

(2) その対策

ア. 地域コミュニティ

人口減少の進行に伴い、地域の活力低下が一層懸念される中、住民が主体となった集落・地域づくりの推進や、地域コミュニティの結びつきの強化がこれまで以上に重要となっている。町では、地域の自治会組織や住民活動への支援を引き続き行い、住民自らが地域課題の解決に取り組める体制の充実を図る。

その拠点となる集会所施設については、国・県および自治総合センターなどの補助制度を活用しながら、計画的な整備・更新を進める。また、軽微な修繕等については、町の「集落集会所施設整備補助金」により支援を行い、住民が安心して利用できる環境の維持に努める。

こうした取組の結果、町からの働きかけにより、令和5年度から令和6年度にかけて、町内すべての地域で地域自治協議会が設立され、あわせて各地域に集落支援員を配置することができた。

今後は、自治会および地域自治協議会（集落支援員を含む）を中心に、両者が連携して地域課題の把握と解決、地域活性化に取り組む体制を一層強化する。住民が主役となる「協働のまちづくり」を基本に、地域資源の活用と人のつながりを生かした持続可能な地域づくりを推進していく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	ハートがふれあう地域づくり活動支援事業 (事業内容) 神河町に住んでよかったと思える集落づくりや地域づくり活動に対して補助する。 (必要性) 各集落のコミュニティの再生、地域課題の解決のために必要。 (事業効果) 特色のある地域づくり、地域コミュニティの向上を図る。	住民	
		自治会活動支援事業 (事業内容) 各集落で実施している環境美化活動に対して補助する。 (必要性) 各集落の美観形成のために必要。 (事業効果) 集落内の環境美化を図り、住みやすい生活環境を保つ。	区	
		集落集会所施設整備補助金	区	

		<p>(事業内容) 集落集会所の維持修繕事業に対して補助する。</p> <p>(必要性) 各集落のコミュニティの維持のために必要。</p> <p>(事業効果) 地域コミュニティの維持向上を図る。</p>		
		<p>農村公園等整備補助金</p> <p>(事業内容) 区が整備する集落公園等の整備費用等に対し補助する。</p> <p>(必要性) 区民の日常的な健康増進と憩いの場を提供するために必要。</p> <p>(事業効果) 区民に安全な活動の場を提供する。</p>	区	
		<p>地域自治協議会推進事業</p> <p>(事業内容) 複数の集落で運営する地域自治協議会の事業活動を推進する。</p> <p>(必要性) 少子高齢化により集落運営が困難になっているため、支援する必要がある。</p> <p>(事業効果) 複数の集落の人材が集まることにより、地域課題の解決能力の向上が図られる。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

当該項目は、公共施設等総合管理計画との整合に該当なし。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、福本遺跡や『播磨国風土記』に係る歴史文化遺産をはじめ、砥峰・峰山高原や生野鉦山寮馬車道（通称「銀の馬車道」）など、貴重な歴史文化遺産がみられる。また、一方では、中村・粟賀町の歴史的町並みをはじめ、歴史的な民家や屋号の残る集落、各地区の神社や仏閣、獅子舞などの民族文化、水車を象徴とした農空間やかつての林業の繁栄を物語る豊かな里山・山林など、町民の暮らしに息づく歴史文化遺産も数多く受け継がれている。そのような中、平成27年度に、神河町の歴史文化の魅力を高め、生き活きとした地域づくりへと展開していくことを目的として、歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランとなる「神河町歴史文化基本構想」を策定、また、平成28年度には、この構想に基づく取組を効果的に進めるため「神河町歴史文化保存活用計画」を策定し、地域の機運を高めながら地域の宝である歴史文化遺産の保存・活用を図ってきた。

しかし、歴史文化活動への取組の必要性が認識されているものの社会状況の変化に伴い生活様式も変化し、少子化や高齢化が進む中で伝統文化の継承が困難な状況になっている地域もでてきている。このため、次代を担う子どもたちや青少年が自己実現できる環境づくり、誰もが自ら学び、生きがいを創造する生涯学習の推進、伝統文化などの保存、継承、そして発展が求められている。

このような状況に対応するため、国の認定を受けた法定計画である歴史文化遺産の保存・活用の考え方や方法をまとめた「神河町歴史文化遺産保存活用地域計画」を作成した。

(2) その対策

歴史文化遺産の保存活用を支援していくとともに、歴史文化遺産を活かしたイベントや地域おこしに取り組んでいく。

特に福本遺跡は、町内最古の遺跡で旧石器時代から近世へと続く複合遺跡で、福本遺跡を核とした関連遺跡区域を優先的・重点的に施策の展開を図る区域（歴史文化保存活用区域）として計画的な事業展開を図っている。地元でも「福本遺跡まつり」を開催し歴史文化遺産の活用による地域活性化を推進している。

また、日本遺産に認定された「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」についても、生野鉱山寮馬車道（銀の馬車道）沿道区域として優先的・重点的に施策の展開を図る区域（歴史文化保存活用区域）として、事業展開を図っている。

これらをはじめ歴史文化遺産各分野の総合的な調査を継続的に実施し、その成果を活用しながら調査・研究や保存活用の拠り所となる『神河町史』を編さんする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	福本遺跡環等境整備事業 景観形成重要建造物の取得・保全事業 街並み環境整備事業	町 町 町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	歴史文化遺産魅力発信推進事業 (事業内容) 「神河町歴史文化遺産保存活用地域計画」に基づき、歴史文化遺産の保存、活用を進める。 (必要性) 地域で受け継がれている歴史文化遺産の中には、効果的な保存、活用がなされず、喪失の危機に瀕しているものもあるため、上記計画に基づいた保存、活用が必要である。 (事業効果) 当事業により、歴史文	町	

		<p>化遺産を保全するだけでなく、高まる魅力を発信することにより地域の活性化、さらには神河町の発展に繋げる。</p> <p>町史編さん事業 (事業内容) 2025年(町制20周年)に第1巻を発刊し、これに引き続き神河町史の編さんを進める。 (必要性) 神河町の自然や地理、歴史、民俗文化などを神河町史として記録し、後世に残す必要がある。 (事業効果) 神河町への誇りと郷土愛を育むとともに伝統や歴史を次世代に継承し、地域文化の創造に繋げる。</p>	町	
--	--	--	---	--

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
町史編さん進捗率	20%	30%	50%	75%	100%

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の設備や維持・管理などについては、神河町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していく。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア. 再生可能エネルギー

平成26年に「再生可能エネルギー基本計画」を策定し、その後、令和3年度に2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目標に「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定した。

また、令和5年度には、当該計画に基づく実行計画として「神河町脱炭素化施策展開事業計画」を策定し、行政、民間事業者、住民が一体となって平成25年度対比で令和12年度に温室効果ガスの65%削減を目指している。

目標達成のため、ハード対策として太陽光発電システム、省エネ性能の高い設備・機器、電気自動車等の導入、またソフト対策としてゴミの減量化やクールチョイスの普及啓発等を行う。

(2) その対策

ア. 再生可能エネルギー

社会情勢や国県の動向を調査研究しつつ、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「脱炭素化施策展開事業計画」に基づく取組の進捗状況等を、再生可能エネルギー推進委員会で共有し、施策展開を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利用 の促進	(3)その他	神河町脱炭素化施策展開 事業	町	

設定する目標

設定する目標	R8	R9	R10	R11	R12
太陽光発電シス テムの導入	150kw	300kw	450kw	600kw	750 k w

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

当該項目は、公共施設等総合管理計画との整合に該当なし。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア. 公共施設等総合管理計画

平成28年度に神河町公共施設等総合管理計画を策定し、その方針に基づき適正な管理に努めているが、少子高齢化と人口減少が進む中、計画の更新、見直しが必要となっている。

(2) その対策

ア. 公共施設等総合管理計画

人口減少社会に適応した持続的な行財政運営を図るため、公共施設等管理計画の更新、見直し及び個別計画の作成を進めていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主 体	備考
12 その他地 域の持続的発 展に関し必要 な事項		公共施設等総合管理計画及び 個別施設計画の更新、見直し （事業内容） 公共施設等総合管理計画及び 個別施設計画の更新、見直 し。 （必要性） 中長期的かつ持続可能な財 政運営のために必要。 （事業効果） 公共施設等総合管理計画及	町	

		び個別施設計画の更新、見直しは過疎地域の持続的発展の基盤となる。		
--	--	----------------------------------	--	--

設定する目標

令和9年度を目標に公共施設等管理計画及び個別施設計画の更新、見直しを進めていく。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等管理計画及び個別施設計画の更新、見直しを進めていく。

14 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	空き家バンク事業 全国版空き家・空き地バンクとの連携 空き家おかたづけ事業 定住促進住宅改修事業 空き家活用支援事業 空き家改修事業 空き家管理事業	町 町 町 町 町・民間 町・民間 町・民間	(空き家バンク事業～空き家管理事業) 町外からの移住者が増加するなど事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
		家賃補助事業 家賃低廉化事業 住宅取得補助 リフォーム補助 宅地開発支援事業	町 町 町 町 町	(家賃補助事業～リフォーム補助) 転出超過・出生数減少抑制効果が高く事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
	地域間交流	起業支援事業 宿泊業や飲食業、コワーキングスペース、サテライトオフィスなどの創業支援	町 町	地域づくり協力隊の起業を支援することで、移住者の定住に繋がり、持続的効果が期待される。 社会資本ストック遊休化の減少が期待でき、持続的効果につながる。

	人材育成	移住プランナー・定住支援員事業	町	移住後の転出抑制効果が期待でき、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
2 産業の振興	その他	創業支援事業	町	仕事づくり、雇用促進等事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	コミュニティバス運営事業 長谷駅利用促進事業 ライドシェア運行事業 J R 播但線駅前周辺整備事業 J R 播但線利用促進事業	町 町 町 町	過疎地域の弱点である公共交通を整備することにより利便性の向上と定住化に資することが期待できる。
5 生活環境の整備	環境	防災無線管理事業 避難所環境整備事業	町	災害時における住民の生命と財産を守る通信手段であり、その適正な維持管理は持続化に不可欠なものである。
		ひょうご住まいの耐震化促進事業補助金 法定外公共物整備事業補助金	町 区	安心安全な住環境の持続的確保につながる。
		特定空家除去事業	町	良好な生活環境及び景観の保全につながりその効果は将来にわたる。
		LED 防犯灯等施設整備事業	町	犯罪被害防止、防犯灯の LED 化により将来にわたり住みやすい町につながる。
		地球温暖化対策推進事業	町	クールチョイスの町宣言をとおり、将来にわたり低炭素型社会

				の構築につなげていく。
6 子育て環境の確保、高齢者の保健福祉の向上	児童福祉	家庭用生ごみ処理容器購入補助金 病児・病後児保育施設運営事業 福祉医療助成事業（母子） 乳幼児医療費無償化事業	町 町 町 町	生ごみの減量化をとおして、将来にわたる環境意識の向上につながっていく。 (病児・病後児～乳幼児医療無償化) 子育て環境の改善が期待され、その効果は将来に持続的に及ぶ。
7 医療の確保	高齢者・障害者福祉	介護職員研修受講費助成事業 地域住民グループ支援事業	町 町	良質な介護サービス、高齢者の引きこもりの解消を図ることで将来的な地域コミュニティの維持につながる。
	自治体病院	病院施設修繕事業 医師修学資金貸与金 医師Uターン促進事業補助金 看護師修学資金貸与金 大学病院寄附講座	町 町 町 町 町	(病院施設修繕事業～大学病院寄附講座) 医師の確保等をとおし自治体病院の持続的経営の確立につながり、将来的に住民の安全と定住促進につながる。
9 集落の整備	集落整備	ハートがふれあう地域づくり活動支援事業 自治会活動支援事業 集落集会所施設整備補助金 農村公園等整備補助金 地域自治協議会 推進事業	町 町 町 町 町	(ハートがふれあう地域づくり活動支援事業～地域自治協議会設立推進事業) 特色のある地域づくり、地域コミュニティの向上につながり、事業効果は将来

<p>10 地域文化の振興等</p>	<p>地域文化振興</p>	<p>歴史文化遺産魅力発信推進事業</p>	<p>町</p>	<p>に持続的に及ぶ。</p> <p>歴史文化遺産の保全と魅力を発信。事業効果は将来に持続的に及ぶ。</p>
<p>12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</p>		<p>町史編さん事業</p>	<p>町</p>	<p>将来的な地域文化の創造につながる。</p>
		<p>公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の更新、見直し</p>	<p>住民町</p>	<p>将来にわたり持続可能な財政運営には、公共施設の適正化が必須であり、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の更新、見直しは過疎地域の持続的発展の基盤となる。</p>